

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2026.2.10



MAXIS

カーボン・エフィシエント日本株上場投信

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

ファンドは、NISAの成長投資枠の対象です。
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

この目論見書により行う「MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月9日に関東財務局長に提出しており、2026年2月10日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都港区東新橋一丁目9番1号
縦覧に供する場所	: 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目次

第一部【証券情報】	1
（1）【ファンドの名称】	1
（2）【内国投資信託受益証券の形態等】	1
（3）【発行（売出）価額の総額】	1
（4）【発行（売出）価格】	1
（5）【申込手数料】	2
（6）【申込単位】	2
（7）【申込期間】	2
（8）【申込取扱場所】	2
（9）【払込期日】	2
（10）【払込取扱場所】	2
（11）【振替機関に関する事項】	2
（12）【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	30
第3【ファンドの経理状況】	38
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	82
第三部【委託会社等の情報】	83
第1【委託会社等の概況】	83
約款	128

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

MAX I S カーボン・エフィシエント日本株上場投信（「ファンド」といいます。）

※「MAX I S（マクシス）」は三菱UFJアセットマネジメントが運用するETF（上場投資信託）シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高（MAX）の品質」と「お客さまの投資の中心軸（AXIS）」をめざすという三菱UFJアセットマネジメントの思いが込められています。

◆当ファンドは「サステナブル・ファンド」です。サステナブル・ファンドとは、ファンドの投資判断プロセスにおいてESG要素を主要とし、環境や社会の課題解決・改善に寄与する企業等への投資を行い、お客さまの資産形成および持続可能な社会の実現に貢献するファンドとして、三菱UFJアセットマネジメントが定めたファンドをいいます。サステナブル・ファンドへの認定および除外は今後見直す場合があります。

詳細については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

(<https://www.am.mufg.jp/corp/sustainability/sustainability.html>)

当ファンドの具体的な投資対象・投資手法等については、本書の特色をお読みください。

ESGとは、環境(Enviroment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものです。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり22,316円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

なお、原則、取得申込受付日の午後3時30分までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。午後3時30分過ぎに受け付けた取得申込みは翌営業日を取得申込受付日とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAX I S 専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

(注) 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
当ファンドでは1口当たりの価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定める額
申込手数料は販売会社にご確認ください。

(6) 【申込単位】

1ユニット以上1ユニット単位
委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。
受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。
申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

(7) 【申込期間】

2026年2月10日から2027年2月9日まで
※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。
販売会社は、下記にてご確認ください。
三菱UFJアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00~17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する株式等を販売会社に引き渡すものとします。
各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する株式等は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます。株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
上記にかかわらず、販売会社が株式等の受渡しまたは支払いの債務について株式会社日本クリアリング機構(「清算機関」といいます。)が負担する場合には、清算機関を通じて、受託会社の指定するファンド口座に移管または払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式のみに投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

追加信託の限度額は、1兆円相当額です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型	内外	不動産投信	MR F	特殊型 ()
		その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド	()		
大型株	年4回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州				
債券	年6回 (隔月)	アジア			その他 (S & P / J P X カーボン・ エフィシエント 指数)	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
一般	年12回	オセアニア				
公債	毎月	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東 (中東)				その他 ()
クレジット	()	エマージング				
属性 ()						
不動産投信						
その他資産 ()						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMMF をいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMR F をいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B 格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B 格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年 1 回		信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 2 回		信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 4 回		信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 6 回（隔月）		信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 12 回（毎月）		信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の

		資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

ファンドの目的

対象指数(S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数)に連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

投資方針

S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数に連動する成果をめざして運用を行います。

- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率をS&P／JPX カーボン・エフィシエント指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式のみに投資を行います。
- 個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。
- 対象指数との連動を維持するため、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことがあります。

<S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数について>

S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数とは、東証株価指数(TOPIX)に組み入れられている銘柄をユニバースとして、炭素効率性の高い(炭素排出量の少ない)企業のウェイトを高め、炭素効率性の低い(炭素排出量の多い)企業のウェイトを下げることで、指数全体の炭素排出量の削減を目指す指数です。東証株価指数(TOPIX)と同程度の産業グループ構成比率を維持することにより、東証株価指数(TOPIX)との乖離を抑制します。

S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数は、2009年3月20日の時価総額を100ポイントとして、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスおよび株式会社日本取引所グループが算出・公表しております。^(注1)

算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、基準時の時価総額(基準時価総額)を修正します。^(注2)

(注1) 算出方法: 指数値 = 当日の時価総額 ÷ 基準時価総額 × 100

(注2) 基準時価総額の修正方法:

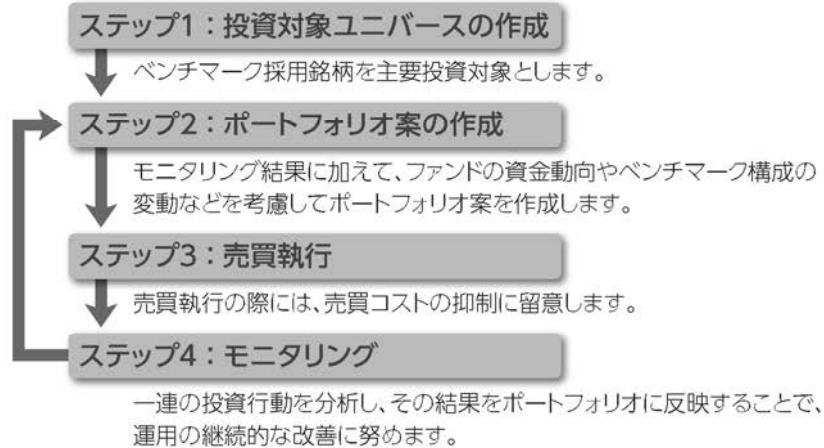
新・基準時価総額

= 旧・基準時価総額 × (修正日前営業日の時価総額 ± 修正額) ÷ 修正日前営業日の時価総額

■「S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数」をファンドの連動対象指数とした理由

S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数は、日本株の値動きを示す代表的な株価指数である東証株価指数(TOPIX)の構成銘柄を投資ユニバースとし、炭素効率性の高い(売上高当たり炭素排出量の少ない)銘柄の組入比率を高めつつ、東証株価指数(TOPIX)の業種等から大きな偏りがないよう調整されています。株式市場全体の値動きを概ねとらえつつ、気候変動リスクの抑制を期待する投資家に相応しいファンドの連動対象指数として選定しました。

<運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 委託会社に関する「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

■委託会社のスチュワードシップ方針

委託会社はお客さまから委託された資産の運用を行う立場として、投資先企業が株主利益を考慮して企業価値の向上や持続的な成長を果たすことに資するため、気候変動や人権・ダイバーシティ、ガバナンス体制などの投資先企業におけるESG課題を重視し、企業との「目的を持った対話」や明確な方針のもとでの議決権行使などのスチュワードシップ活動を実施します。

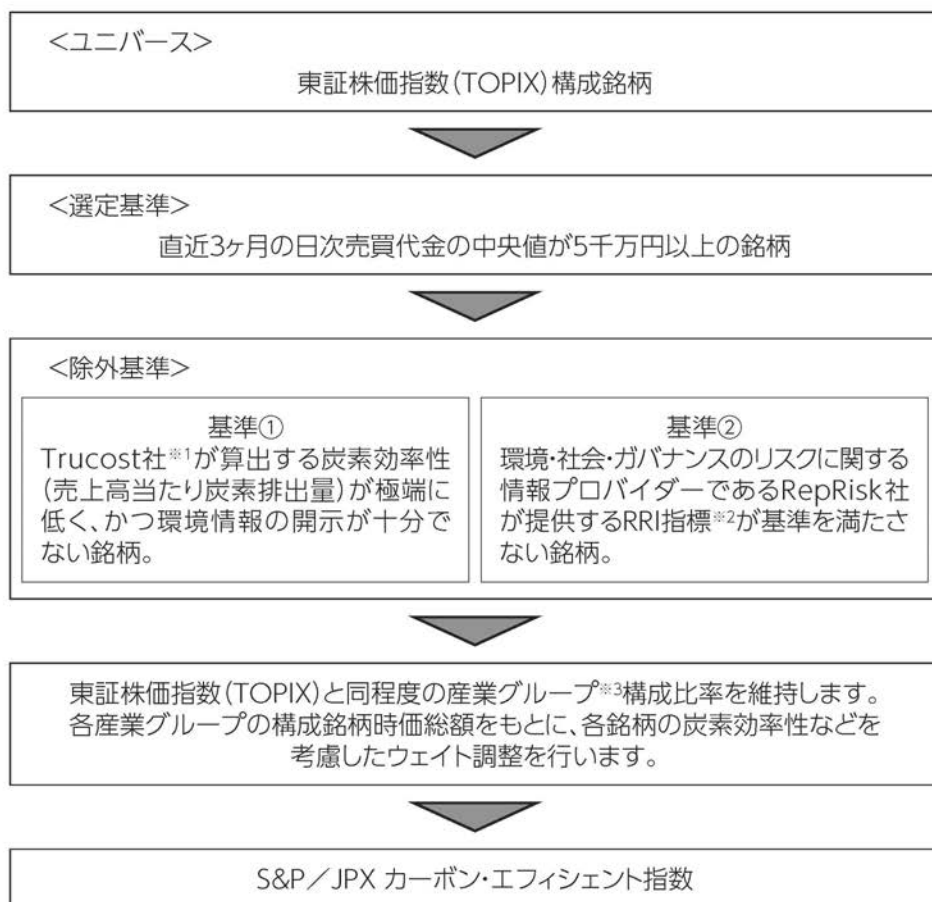
(ご参考)

委託会社のスチュワードシップ活動

https://www.am.mufg.jp/investment_policy/responsible_stewardshipcode.html

「S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数」について

■S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数の構築プロセス

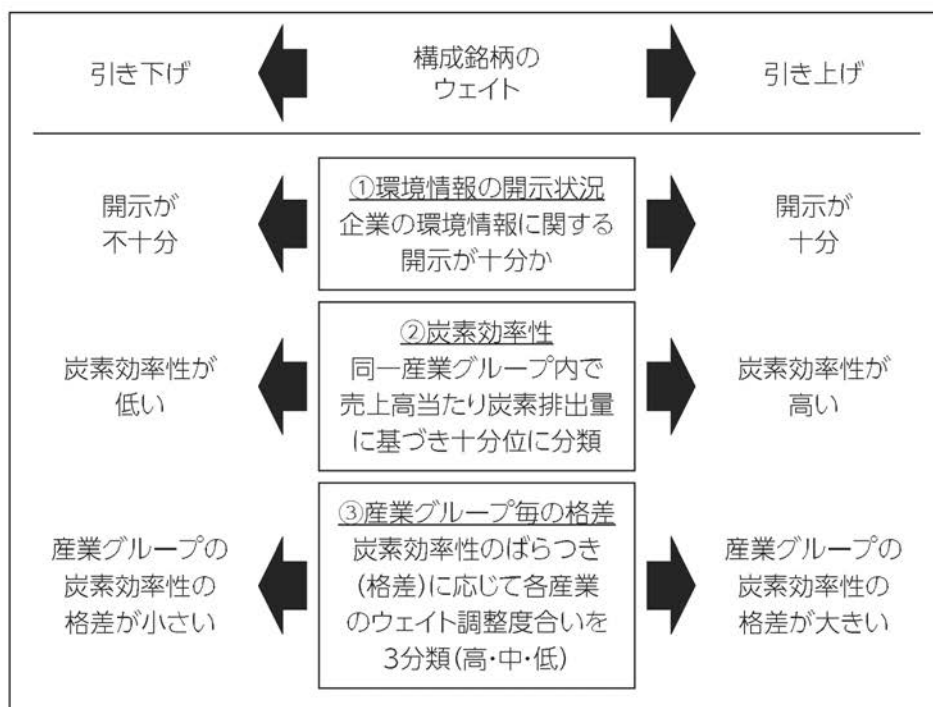


※1 Trucost社はS&Pグローバルの一部門として、炭素排出量など企業全般の環境に関するデータ提供、および気候変動などのESGに関連するリスクの評価・分析等のサービスを提供しています。

※2 RRI指標とは、ESGに関連する幅広い問題 (経済的な犯罪、汚職、詐欺、違法な商慣行、人権問題、労働争議、職場の安全性、事故、環境災害など) に関して企業のリスクを分析し指標化したものです。

※3 産業グループは、S&P社が提供する世界産業分類基準 (GICS®) に基づいて定められています。

■S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数構成銘柄のウェイト調整の考え方



※S&P社及びJPX社の資料を基に三菱UFJアセットマネジメントが作成

- S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数への構成銘柄追加は会社分割を除いて原則毎年のリバランス時のみとなります。また、指数の構成銘柄は、買収、合併、上場廃止、破産、無期限の取引停止の後、または東証株価指数(TOPIX)から除外された場合に、指数から除外されることがあります。
- 各企業の売上高当たり炭素排出量は、各企業の会計年度末から約8ヶ月以内に毎年調査されるほか、コーポレート・イベント(合併・買収、会社分割など)や基本データ修正後も必要に応じて更新され、次の年間リバランス時に適用されます。

※指数構築プロセスやウェイト調整の方法については、今後変更される可能性があります。

■上場投信の仕組み

ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

＜金融商品取引所＞

・東京証券取引所(2020年2月6日に新規上場)

取得申込みは株式によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、株式による取得申込み(追加設定)を行うことができます。

委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。

なお、所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。

受益権と引換えに株式を交付(交換)します。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。

委託会社は、あらかじめ交換できる株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、ファンドでは行うことができません。

換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

■主な投資制限

- ・株式への投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・有価証券先物取引等を行うことができます。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

年2回の決算時に分配を行います。

- 年2回の決算時(5・11月の各10日)に分配を行います。
- 分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJアセットマネジメントが運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJアセットマネジメントの思いが込められています。

「S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」の著作権等について

「S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」(「当指数」)は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(以下「SPDJI」)ならびに株式会社JPX総研(以下、「JPX総研」)および株式会社日本取引所グループ(以下「JPX」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」)の登録商標です。また、JPX®はJPX、TOPIXはJPX総研の商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。指数に直接投資することはできません。

ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)、JPX総研またはJPXによって支援、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXのいずれも、ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的にファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡する当指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。当指数に関して、S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXと三菱UFJアセットマネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当指数とS&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。当指数は三菱UFJアセットマネジメント株式会社またはファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、当指数の決定、構成または計算において三菱UFJアセットマネジメント株式会社またはファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXのいずれも、ファンドの価格および数量、またはファンドの発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によってはファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。当指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、当指数またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。

S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくは当指数を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社、ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと三菱UFJアセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

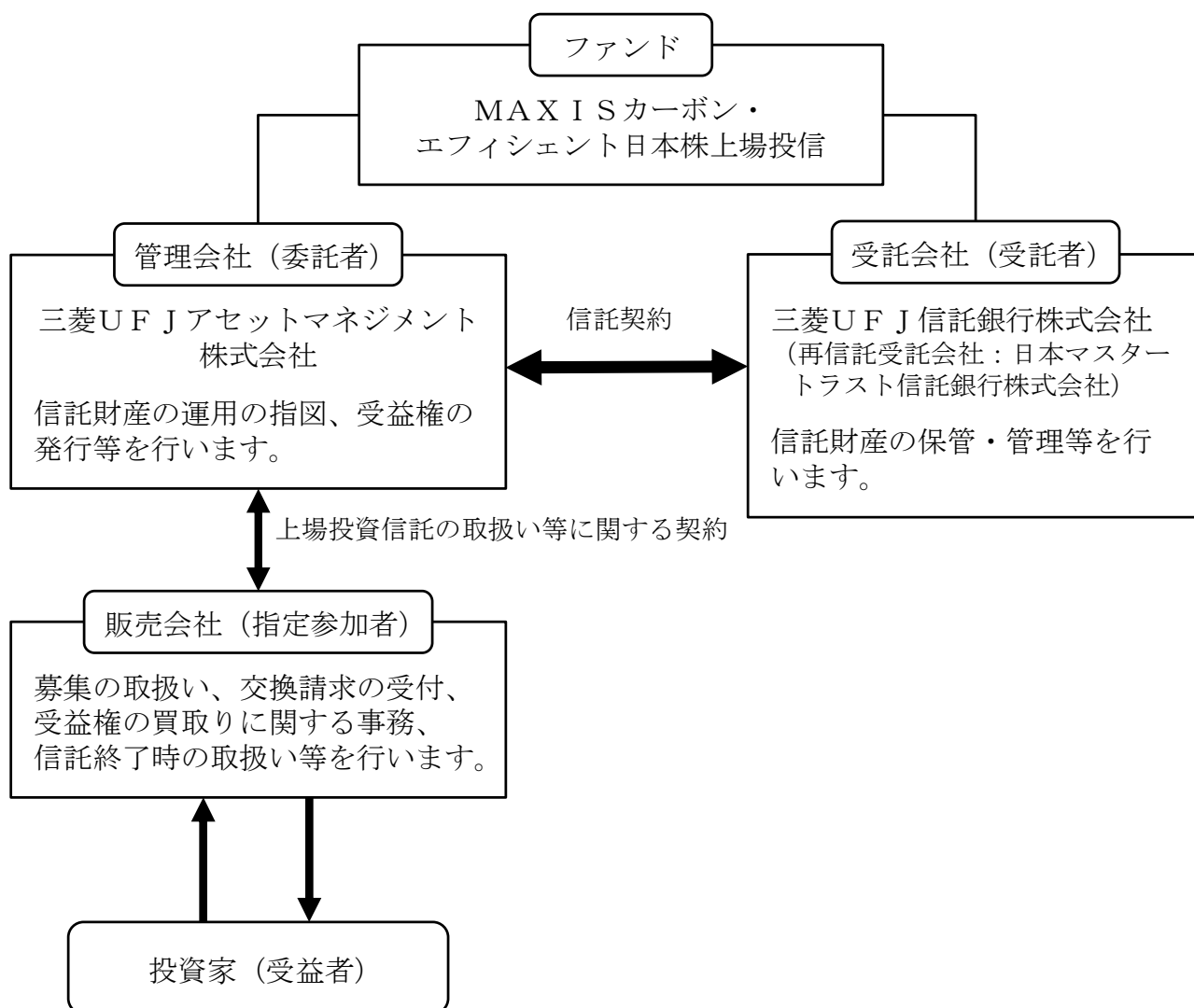
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2020年2月5日 設定日、信託契約締結、運用開始
2020年2月6日 ファンドの受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」	募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2025年11月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 404 号
- ・設立年月日
1985 年 8 月 1 日
- ・資本金
2,000 百万円
- ・沿革
 - 1997 年 5 月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004 年 10 月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005 年 10 月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ 投信株式会社に変更
 - 2015 年 7 月 三菱UFJ 投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ 国際投信株式会社に変更
 - 2023 年 10 月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ 国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJ アセットマネジメント株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号	211,581 株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数に採用されている金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。
- ② S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式のみに投資を行い、信託財産の 1 口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。
- ③ 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ④ ②の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。
- ⑤ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。）とします。
 1. 有価証券
 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。）
 - a. 有価証券先物取引等
 3. 金銭債権
- ② 有価証券の指図範囲
この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。

1. 株式（外国または外国の者の発行する株式を含みます。）
2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
3. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
4. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、1. から3. に該当するものを除きます。）

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

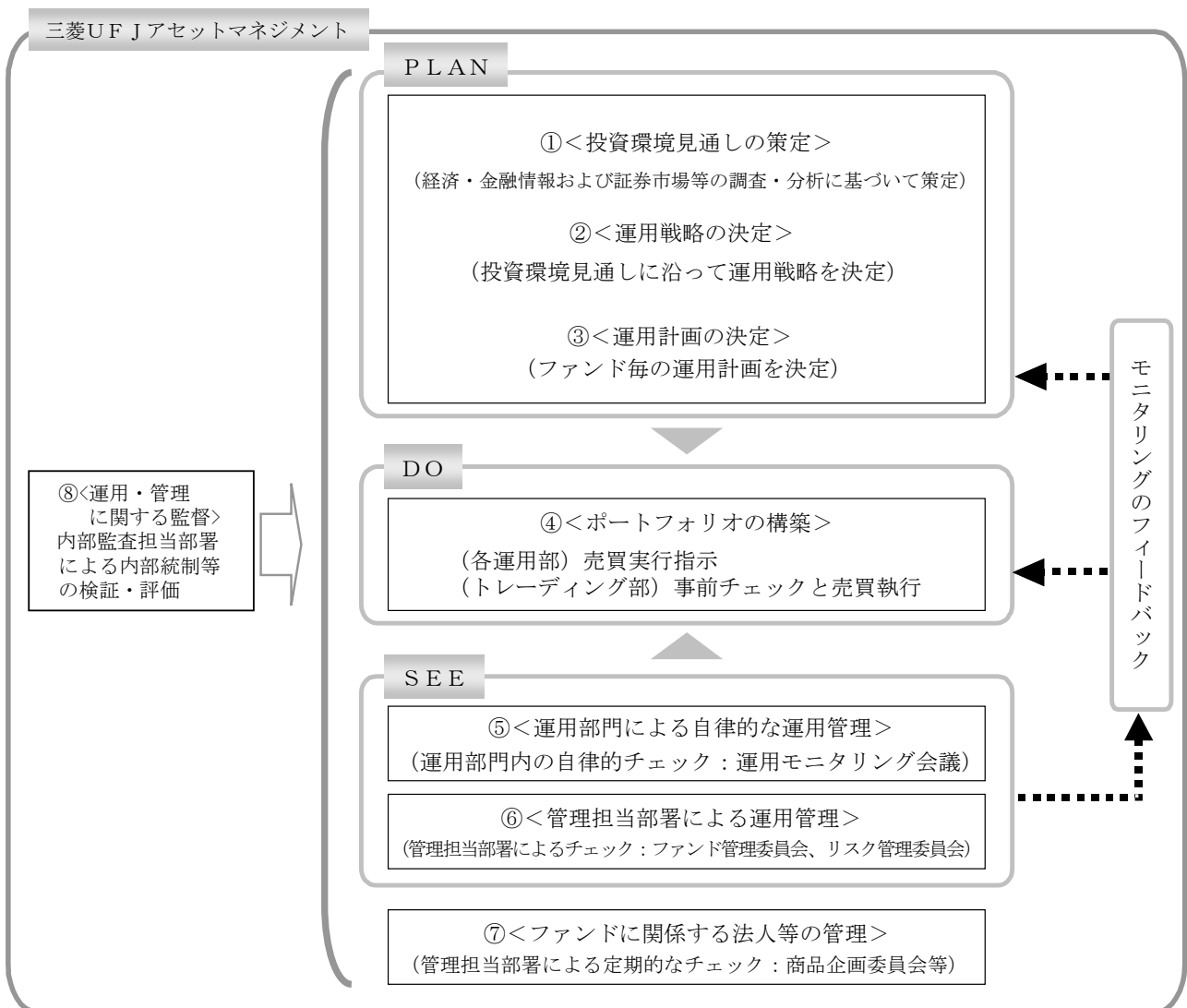
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

（3）【運用体制】



①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

(4)【分配方針】

毎決算時に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

株式への投資割合に制限を設けません。

②外貨建資産

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 10 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

③投資信託証券

投資信託証券への投資は行いません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑥有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑦資金の借入れ

資金の借入れを行いません。

⑧投資する株式の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑨有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑪デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑫信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・ 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

※留意事項

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・サステナブル・ファンドでは、投資対象銘柄の選択にESG評価を用いているため、ESG評価に基づく銘柄組入れおよび除外基準により、ファンドの主要投資対象市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また投資機会や投資対象となる銘柄が制限される場合があります。
- ・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ・ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・ファンドは、S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数における各銘柄の構成比率とファンドにおける各銘柄の組入比率が完全に一致しないこと、当該指数を構成する銘柄が変更になること、取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の配当金や権利処理等によってファンド内に現金が発生すること等の要因により乖離を生じることがあります。
- ・ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

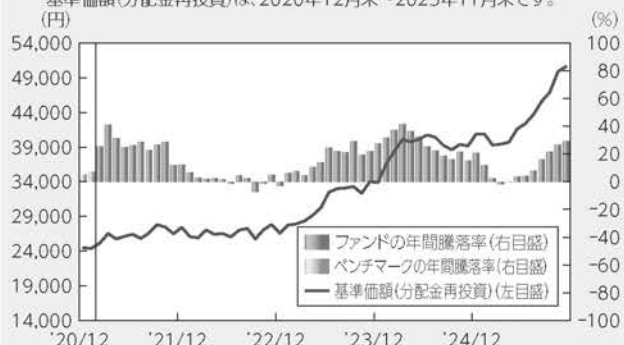
*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2021年2月～2025年11月です。
ベンチマークの年間騰落率は、2020年12月～2021年1月です。
基準価額(分配金再投資)は、2020年12月末～2025年11月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年12月末～2025年11月末)

ファンドの年間騰落率はベンチマーク(2021年1月以前)の年間騰落率を含みます。



(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPI (国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI (総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス (除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金（交換）に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、以下の通りです。

- ・ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.1375%（税抜 年 0.125%）以内の率を乗じて得た額となります。

1口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	委託会社	受託会社
配分（税抜）	0.097%	0.028%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

（有価証券の貸付の指図を行った場合）

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

この場合、ファンドの品貸料の 55%（税抜 50%）以内の額が上記の信託報酬に追加されます。

委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は 1：1 の割合となります。

- ・信託報酬は日々ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

(4)【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- ・受益権の上場に係る費用（追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して 0.00825%（税抜 0.0075%））、年間上场料（毎年末の純資産総額に対して最大 0.00825%（税抜 0.0075%）））は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。
- ・対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（信託財産の純資産総額に年 0.015%（上限）を乗じて得た額）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

２．収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

３．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記 1. と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り、）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

※特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドはNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売

会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

1. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

2. 収益分配金の受取り時

15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。益金不算入の取扱い、株式の配当金と同様となります。

3. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記 1. と同様の取扱いとなります。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 11 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信】

（1）【投資状況】

2025 年 11 月 28 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	日本	3,576,553,330	98.04
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	71,561,412	1.96
純資産総額		3,648,114,742	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2025 年 11 月 28 日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	67,590,000	1.85

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

2025 年 11 月 28 日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機	41,500	3,131.00	129,936,500	3,133.00	130,019,500	3.56

			器						
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	28,200	4,284.00	120,808,800	4,575.00	129,015,000	3.54
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	48,400	2,330.00	112,772,000	2,423.50	117,297,400	3.22
日本	株式	日立製作所	電気機器	22,200	5,114.00	113,530,800	4,968.00	110,289,600	3.02
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	15,600	4,189.00	65,348,400	4,698.00	73,288,800	2.01
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	7,900	8,107.00	64,045,300	8,006.00	63,247,400	1.73
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	6,200	9,450.00	58,590,000	9,360.00	58,032,000	1.59
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	2,800	20,720.00	58,016,000	20,575.00	57,610,000	1.58
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3,400	22,255.00	75,667,000	16,825.00	57,205,000	1.57
日本	株式	三菱重工業	機械	14,400	4,362.00	62,812,800	3,947.00	56,836,800	1.56
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	9,300	5,080.00	47,244,000	5,473.00	50,898,900	1.40
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,600	34,200.00	54,720,000	31,800.00	50,880,000	1.39
日本	株式	任天堂	その他製品	3,800	13,420.00	50,996,000	13,280.00	50,464,000	1.38
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	800	58,230.00	46,584,000	57,140.00	45,712,000	1.25
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	7,600	5,868.00	44,596,800	5,509.00	41,868,400	1.15
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	7,000	5,541.00	38,787,000	5,867.00	41,069,000	1.13
日本	株式	キーエンス	電気機器	700	55,360.00	38,752,000	53,140.00	37,198,000	1.02
日本	株式	丸紅	卸売業	8,200	3,934.00	32,258,800	4,119.00	33,775,800	0.93
日本	株式	日本電気	電気機器	5,700	5,612.00	31,988,400	5,891.00	33,578,700	0.92
日本	株式	三菱電機	電気機器	7,700	4,311.00	33,194,700	4,223.00	32,517,100	0.89
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	7,100	4,182.00	29,692,200	4,506.00	31,992,600	0.88
日本	株式	ＮＴＴ	情報・通信業	203,600	151.40	30,825,040	155.80	31,720,880	0.87
日本	株式	第一三共	医薬品	8,100	3,305.00	26,770,500	3,864.00	31,298,400	0.86
日本	株式	中外製薬	医薬品	3,600	7,238.00	26,056,800	8,374.00	30,146,400	0.83
日本	株式	信越化学工業	化学	6,200	4,551.00	28,216,200	4,702.00	29,152,400	0.80
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	18,400	1,511.00	27,802,400	1,572.00	28,924,800	0.79
日本	株式	三菱商事	卸売業	7,800	3,672.00	28,641,600	3,702.00	28,875,600	0.79
日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	1,200	25,000.00	30,000,000	23,450.00	28,140,000	0.77
日本	株式	三井物産	卸売業	6,700	4,035.00	27,034,500	4,147.00	27,784,900	0.76
日本	株式	住友商事	卸売業	5,500	4,755.00	26,152,500	4,898.00	26,939,000	0.74

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025 年 11 月 28 日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.32
	建設業	3.02
	食料品	2.86
	繊維製品	0.35
	パルプ・紙	0.12

	化学	4.85
	医薬品	3.85
	石油・石炭製品	0.49
	ゴム製品	0.29
	ガラス・土石製品	0.33
	鉄鋼	0.30
	非鉄金属	1.73
	金属製品	0.28
	機械	6.03
	電気機器	18.54
	輸送用機器	6.82
	精密機器	1.82
	その他製品	2.40
	電気・ガス業	1.31
	陸運業	2.80
	海運業	0.09
	空運業	0.06
	倉庫・運輸関連業	0.17
	情報・通信業	7.42
	卸売業	6.65
	小売業	5.00
	銀行業	9.37
	証券、商品先物取引業	0.91
	保険業	2.98
	その他金融業	1.09
	不動産業	1.80
	サービス業	3.92
	小計	98.04
合計		98.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

2025年11月28日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 25年12月限	買建	2	円	66,490,000	67,590,000	1.85

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年11月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1口当たりの純資産価額)		東京証券取引所 取引価格
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1計算期間末日 (2020年5月10日)	685,273,771	693,294,963	19,308	19,534	19,230
第2計算期間末日 (2020年11月10日)	2,102,860,700	2,109,457,949	22,631	22,702	22,650
第3計算期間末日 (2021年5月10日)	2,069,464,815	2,088,836,189	25,853	26,095	25,840
第4計算期間末日 (2021年11月10日)	2,647,013,055	2,662,142,460	26,769	26,922	27,340
第5計算期間末日 (2022年5月10日)	3,163,260,399	3,201,899,868	24,805	25,108	24,555
第6計算期間末日 (2022年11月10日)	3,287,998,223	3,325,107,416	25,784	26,075	25,905
第7計算期間末日 (2023年5月10日)	3,532,887,931	3,575,480,613	27,704	28,038	27,730
第8計算期間末日 (2023年11月10日)	3,969,941,827	4,009,729,003	31,131	31,443	31,050
第9計算期間末日 (2024年5月10日)	2,965,199,709	2,998,421,471	36,237	36,643	36,020
第10計算期間末日 (2024年11月10日)	2,975,869,742	3,006,145,732	36,368	36,738	36,400
第11計算期間末日 (2025年5月10日)	2,985,159,619	3,022,063,596	36,481	36,932	36,210
第12計算期間末日 (2025年11月10日)	3,583,469,403	3,617,525,523	44,193	44,613	43,820
2024年11月末日	2,910,684,266	—	35,571	—	36,180
12月末日	3,038,902,380	—	37,138	—	37,250
2025年1月末日	3,038,600,744	—	37,134	—	36,800
2月末日	2,919,953,114	—	35,684	—	35,620
3月末日	2,929,082,584	—	35,796	—	37,290
4月末日	2,949,854,780	—	36,050	—	35,520
5月末日	3,054,473,581	—	37,328	—	36,210
6月末日	3,110,269,672	—	38,010	—	37,400
7月末日	3,207,120,553	—	39,194	—	39,260
8月末日	3,346,161,827	—	40,893	—	41,100
9月末日	3,349,195,792	—	42,087	—	41,880
10月末日	3,628,587,919	—	44,750	—	44,830
11月末日	3,648,114,742	—	44,991	—	44,520

② 【分配の推移】

	1口当たりの分配金
第1計算期間	226円00銭
第2計算期間	71円00銭
第3計算期間	242円00銭

第 4 計算期間	153 円 00 銭
第 5 計算期間	303 円 00 銭
第 6 計算期間	291 円 00 銭
第 7 計算期間	334 円 00 銭
第 8 計算期間	312 円 00 銭
第 9 計算期間	406 円 00 銭
第 10 計算期間	370 円 00 銭
第 11 計算期間	451 円 00 銭
第 12 計算期間	420 円 00 銭

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	△12.46
第 2 計算期間	17.57
第 3 計算期間	15.30
第 4 計算期間	4.13
第 5 計算期間	△6.20
第 6 計算期間	5.11
第 7 計算期間	8.74
第 8 計算期間	13.49
第 9 計算期間	17.70
第 10 計算期間	1.38
第 11 計算期間	1.55
第 12 計算期間	22.29

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	35,492	—	35,492
第 2 計算期間	57,427	—	92,919
第 3 計算期間	28,820	41,692	80,047
第 4 計算期間	56,756	37,918	98,885
第 5 計算期間	28,638	—	127,523
第 6 計算期間	—	—	127,523
第 7 計算期間	—	—	127,523
第 8 計算期間	—	—	127,523
第 9 計算期間	29,110	74,806	81,827
第 10 計算期間	—	—	81,827
第 11 計算期間	—	—	81,827

第 12 計算期間	29,017	29,758	81,086
-----------	--------	--------	--------

(注) 解約口数は、交換口数を表示しております。

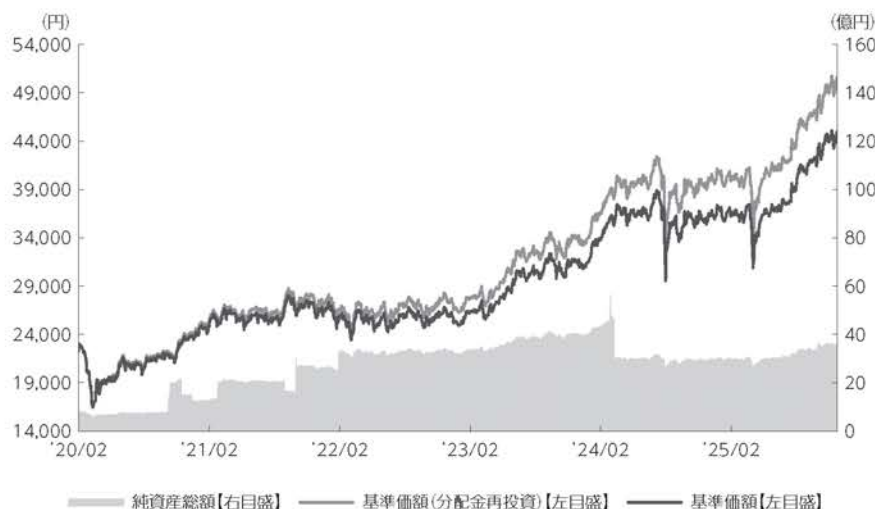
《参考情報》



運用実績

2025年11月28日現在

■基準価額・純資産の推移 2020年2月5日(設定日)～2025年11月28日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は22,316(当初元本1口当たり)を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	44,991円
純資産総額	36.4億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2025年11月	420円
2025年5月	451円
2024年11月	370円
2024年5月	406円
2023年11月	312円
2023年5月	334円
設定来累計	3,579円

•分配金は1口当たり、税引前

■主要な資産の状況

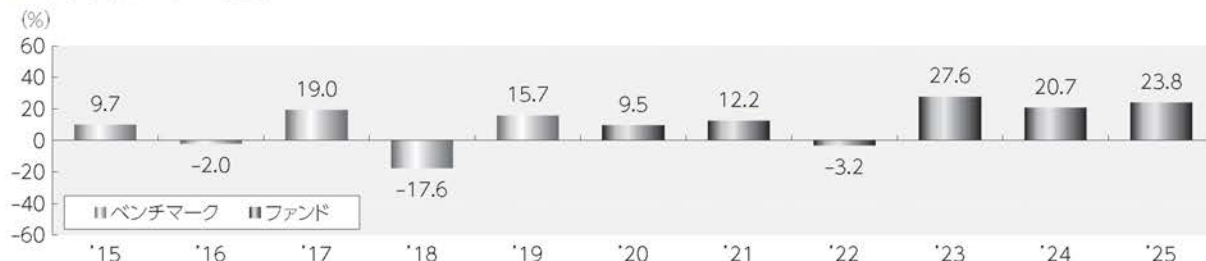
組入上位業種	比率
1 電気機器	18.5%
2 銀行業	9.4%
3 情報・通信業	7.4%
4 輸送用機器	6.8%
5 卸売業	6.6%
6 機械	6.0%
7 小売業	5.0%
8 化学	4.9%
9 サービス業	3.9%
10 医薬品	3.8%

組入上位銘柄	業種	比率
1 トヨタ自動車	輸送用機器	3.6%
2 ソニーグループ	電気機器	3.5%
3 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.2%
4 日立製作所	電気機器	3.0%
5 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.0%
6 リクルートホールディングス	サービス業	1.7%
7 伊藤忠商事	卸売業	1.6%
8 アドバンテスト	電気機器	1.6%
9 ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.6%
10 三菱重工業	機械	1.6%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.9%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2020年は2月5日(設定日)から年末までの、2025年は年初から11月28日までの収益率を表示
- 2019年以前は対象指数(ベンチマーク)の年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則、取得申込受付日の午後3時30分までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には取得申込みができません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
6. 1. から5. のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、1. から6. に定める日の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては、申込みの受け付けを行うことができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

1ユニット以上1ユニット単位

委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ（「ユニット」といいます。）の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社へ提示します。

受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。

取得に係る受益権の口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

③申込価額

取得申込受付日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位（ユニット）および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。ただし、当該申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。

※取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みに係る有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。なお、この場合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。また、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社は、取得申込みを取り次ぐ際に委託会社にその旨を書面をもって通知するものとします。この通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

委託会社は、発行会社等による大口の取得申込みに対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。

※当該申込ユニットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。

⑧取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受け付けを中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

解約の請求はできません。（受託会社が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）

②交換の受付

受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換（「交換」といいます。）を請求できます。原則、交換請求受付日の午後3時30分までに受け付けた交換請求（当該交換請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該交換請求受付日の請求とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に交換請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には交換請求ができません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前

営業日までの間

4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
 5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
 6. 1. から5. のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
- なお、委託会社は、1. から6. に定める日の交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、交換請求の受付を行うことができます。
- 受益者の交換請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

③交換の方法

受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、販売会社所定の方法で行うものとします。

委託会社は、交換の請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切り上げます。）を計算します。

委託会社は、受託会社に対し、上記により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。）の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。

※交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託会社は、交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。なお、この場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社は、交換の請求を取り次ぐ際に委託会社にその旨を書面をもって通知するものとします。この通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

委託会社は、発行会社等による大口の交換請求に対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。

※受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託会社は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。

④交換単位等

委託会社が定める一定口数（「交換請求口数」といいます。）

交換に係る受益権の評価額は交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券の数は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑤交換手数料

販売会社が定める額

交換手数料は販売会社にご確認ください。

⑥交付有価証券

原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に交換請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については販売会社の営業所等において行われます。

⑦交換請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを

得ない事情があるときは、交換請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた交換請求の受付けを取り消すことができます。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとします。

⑧買取り

販売会社は、次に該当する場合で受益者の請求があるときは、午後 3 時 30 分までに受け付けた請求については当日を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の 2 営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとします。

※詳しくは販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、当ファンドでは 1 口当たりの価額で表示されます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間 1 年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）
原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産
原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
- ・外国為替予約取引
原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
- ・市場デリバティブ取引
原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限（2020年2月5日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年5月11日から11月10日および11月11日から翌年5月10日まで

ただし、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が5万口を下回ることとなったとき
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のとき、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合によりファンドを償還するときには、その廃止された日にファンドを償還するための手続きを開始するものとします。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合

（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④金融商品取引所への上場

委託会社は、ファンドの受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

委託会社は、ファンドの受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

⑤反対者の買取請求権

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

⑥関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「上場投資信託の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑦運用報告書

投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書（全体版）の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認いただけます。

⑧委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑨受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑩信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑪公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録^(注)されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式等により支払われます。
- ・受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(注) 受託会社は、ファンドに係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）

（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）を経由して受益者名簿に名義登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前 5 営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。

(2) 償還金に対する受領権

受益者^(注)は、償還金を持ち分に於いて受領する権利を有します。

(注) 受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うこと

により行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権 1 口あたり、信託終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。

償還金は、原則として、受託会社が、信託終了後 40 日以内の委託会社の指定する日から信託終了時受益者に対して支払います。信託終了時受益者は、受託会社から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。ただし、当該受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2025 年 5 月 11 日から 2025 年 11 月 10 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年1月14日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信の2025年5月11日から2025年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信の2025年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【MAX I Sカーボン・エフィシエント日本株上場投信】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 11 期 [2025 年 5 月 10 日現在]	第 12 期 [2025 年 11 月 10 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	45,130,652	65,668,790
株式	2,930,091,880	3,517,448,240
派生商品評価勘定	1,181,650	3,951,400
未収入金	9,515,600	2,046,400
未収配当金	34,185,145	30,789,944
未収利息	1,146	833
差入委託証拠金	5,818,323	5,417,780
流動資産合計	3,025,924,396	3,625,323,387
資産合計	3,025,924,396	3,625,323,387
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	110,550	-
前受金	1,279,400	5,120,000
未払収益分配金	36,903,977	34,056,120
未払受託者報酬	450,612	506,087
未払委託者報酬	1,560,999	1,753,148
その他未払費用	459,239	418,629
流動負債合計	40,764,777	41,853,984
負債合計	40,764,777	41,853,984
純資産の部		
元本等		
元本	1,826,051,332	1,809,515,176
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,159,108,287	1,773,954,227
(分配準備積立金)	19,925	8,690
元本等合計	2,985,159,619	3,583,469,403
純資産合計	2,985,159,619	3,583,469,403
負債純資産合計	3,025,924,396	3,625,323,387

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 11 期 自 2024 年 11 月 11 日 至 2025 年 5 月 10 日	第 12 期 自 2025 年 5 月 11 日 至 2025 年 11 月 10 日
営業収益		
受取配当金	39,252,953	36,595,921

受取利息	86,952	130,457
有価証券売買等損益	9,143,968	617,615,651
派生商品取引等損益	191,900	14,097,500
その他収益	134	5,974
営業収益合計	48,675,907	668,445,503
営業費用		
受託者報酬	450,612	506,087
委託者報酬	1,560,999	1,753,148
その他費用	470,442	428,232
営業費用合計	2,482,053	2,687,467
営業利益又は営業損失（△）	46,193,854	665,758,036
経常利益又は経常損失（△）	46,193,854	665,758,036
当期純利益又は当期純損失（△）	46,193,854	665,758,036
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,149,818,410	1,159,108,287
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	553,876,496
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	553,876,496
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	570,732,472
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	570,732,472
分配金	36,903,977	34,056,120
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,159,108,287	1,773,954,227

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第 11 期 [2025 年 5 月 10 日現在]	第 12 期 [2025 年 11 月 10 日現在]
1. 期首元本額	1,826,051,332 円	1,826,051,332 円
期中追加設定元本額	— 円	647,543,372 円
期中一部交換元本額	— 円	664,079,528 円
2. 受益権の総数	81,827 口	81,086 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 11 期 自 2024 年 11 月 11 日 至 2025 年 5 月 10 日	第 12 期 自 2025 年 5 月 11 日 至 2025 年 11 月 10 日
1. その他費用 上場費用および商標使用料等を含んでおります。	1. その他費用 上場費用および商標使用料等を含んでおります。
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

項目			項目		
当期配当等収益額	A	39,340,039 円	当期配当等収益額	A	36,732,352 円
分配準備積立金額	B	65,916 円	分配準備積立金額	B	19,925 円
配当等収益合計額	C=A+B	39,405,955 円	配当等収益合計額	C=A+B	36,752,277 円
経費	D	2,482,053 円	経費	D	2,687,467 円
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	36,923,902 円	当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	34,064,810 円
収益分配金金額	F	36,903,977 円	収益分配金金額	F	34,056,120 円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	19,925 円	次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	8,690 円
当ファンドの期末残存口数	H	81,827 口	当ファンドの期末残存口数	H	81,086 口
1 口当たり分配金額	I=F/H	451 円	1 口当たり分配金額	I=F/H	420 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 11 期 自 2024 年 11 月 11 日 至 2025 年 5 月 10 日	第 12 期 自 2025 年 5 月 11 日 至 2025 年 11 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 11 期 [2025 年 5 月 10 日現在]	第 12 期 [2025 年 11 月 10 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してお	(1) 有価証券 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	ります。	
	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(2) デリバティブ取引 同左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 11 期 [2025 年 5 月 10 日現在]	第 12 期 [2025 年 11 月 10 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	7,828,232	467,718,869
合計	7,828,232	467,718,869

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

第 11 期 [2025 年 5 月 10 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	53,647,800	—	54,720,000	1,072,200
合計		53,647,800	—	54,720,000	1,072,200

第 12 期 [2025 年 11 月 10 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	62,537,500	—	66,490,000	3,952,500
合計		62,537,500	—	66,490,000	3,952,500

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 11 期 [2025 年 5 月 10 日現在]	第 12 期 [2025 年 11 月 10 日現在]
1 口当たり純資産額	36,481 円	44,193 円

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1301	極洋	100	4,660.00	466,000	
1332	ニッスイ	1,300	1,115.50	1,450,150	
1333	マルハニチロ	200	3,515.00	703,000	
1514	住石ホールディングス	200	564.00	112,800	
1515	日鉄鉱業	200	1,665.00	333,000	
1605	I N P E X	2,900	2,981.00	8,644,900	
1662	石油資源開発	800	1,346.00	1,076,800	
1663	K&Oエナジーグループ	100	3,565.00	356,500	
1414	ショーボンドホールディングス	200	5,038.00	1,007,600	
1417	ミライト・ワン	400	3,065.00	1,226,000	
1419	タマホーム	100	3,680.00	368,000	
1719	安藤・間	700	1,742.00	1,219,400	
1720	東急建設	400	1,058.00	423,200	
1721	コムシスホールディングス	500	4,030.00	2,015,000	
1726	ビーアールホールディングス	200	330.00	66,000	
1762	高松コンストラクショングループ	100	3,470.00	347,000	
1780	ヤマウラ	100	1,479.00	147,900	
1786	オリエンタル白石	400	438.00	175,200	
1801	大成建設	800	11,670.00	9,336,000	
1802	大林組	3,000	2,832.50	8,497,500	
1803	清水建設	2,500	2,271.00	5,677,500	
1808	長谷工コーポレーション	800	2,663.50	2,130,800	
1812	鹿島建設	1,900	5,203.00	9,885,700	
1815	鉄建建設	100	3,855.00	385,500	

1820	西松建設	200	5,324.00	1,064,800	
1821	三井住友建設	700	596.00	417,200	
1822	大豊建設	100	798.00	79,800	
1833	奥村組	200	5,030.00	1,006,000	
1835	東鉄工業	100	4,485.00	448,500	
1852	浅沼組	400	906.00	362,400	
1860	戸田建設	1,000	1,088.00	1,088,000	
1861	熊谷組	500	1,494.00	747,000	
1870	矢作建設工業	100	2,108.00	210,800	
1873	日本ハウスホールディングス	200	307.00	61,400	
1879	新日本建設	100	1,823.00	182,300	
1882	東亜道路工業	100	1,549.00	154,900	
1885	東亜建設工業	200	2,402.00	480,400	
1887	日本国土開発	300	537.00	161,100	
1890	東洋建設	300	1,740.00	522,000	
1893	五洋建設	900	1,501.50	1,351,350	
1898	世紀東急工業	100	1,563.00	156,300	
1911	住友林業	2,100	1,609.00	3,378,900	
1925	大和ハウス工業	3,000	5,415.00	16,245,000	
1926	ライト工業	200	3,290.00	658,000	
1928	積水ハウス	2,200	3,367.00	7,407,400	
1929	日特建設	100	1,237.00	123,700	
1934	ユアテック	100	2,489.00	248,900	
1938	日本リーテック	100	2,152.00	215,200	
1939	四電工	100	1,407.00	140,700	
1941	中電工	200	4,195.00	839,000	
1942	関電工	500	4,864.00	2,432,000	
1944	きんでん	600	6,175.00	3,705,000	
1946	トーエネック	100	1,739.00	173,900	
1949	住友電設	100	9,720.00	972,000	
1950	日本電設工業	200	3,015.00	603,000	
1951	エクシオグループ	1,100	2,295.00	2,524,500	
1952	新日本空調	100	3,115.00	311,500	
1959	クラフティア	200	7,397.00	1,479,400	
1961	三機工業	200	5,540.00	1,108,000	
1963	日揮ホールディングス	800	1,615.00	1,292,000	

1968	太平電業	200	2, 169. 00	433, 800	
1969	高砂熱学工業	400	4, 614. 00	1, 845, 600	
1975	朝日工業社	100	3, 265. 00	326, 500	
1976	明星工業	100	1, 599. 00	159, 900	
1979	大氣社	300	3, 090. 00	927, 000	
1980	ダイダン	200	6, 770. 00	1, 354, 000	
1982	日比谷総合設備	100	4, 470. 00	447, 000	
256A	飛島ホールディングス	100	2, 196. 00	219, 600	
5074	テスホールディングス	300	357. 00	107, 100	
5076	インフロニア・ホールディングス	700	1, 769. 00	1, 238, 300	
6330	東洋エンジニアリング	200	2, 445. 00	489, 000	
6379	レイズネクスト	100	1, 959. 00	195, 900	
2001	ニッポン	100	2, 231. 00	223, 100	
2002	日清製粉グループ本社	100	1, 800. 50	180, 050	
2201	森永製菓	300	2, 686. 50	805, 950	
2206	江崎グリコ	100	5, 174. 00	517, 400	
2211	不二家	100	2, 590. 00	259, 000	
2212	山崎製パン	500	3, 166. 00	1, 583, 000	
2222	寿スビリッツ	1, 000	1, 998. 00	1, 998, 000	
2229	カルビー	100	2, 931. 50	293, 150	
2264	森永乳業	100	3, 418. 00	341, 800	
2267	ヤクルト本社	100	2, 477. 00	247, 700	
2269	明治ホールディングス	300	3, 118. 00	935, 400	
2501	サッポロホールディングス	300	7, 443. 00	2, 232, 900	
2502	アサヒグループホールディングス	9, 100	1, 733. 00	15, 770, 300	
2503	キリンホールディングス	4, 700	2, 226. 50	10, 464, 550	
2531	宝ホールディングス	900	1, 568. 00	1, 411, 200	
2533	オエノンホールディングス	100	517. 00	51, 700	
2579	コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ	1, 000	2, 626. 00	2, 626, 000	
2585	ライフドリンク カンパニー	900	1, 989. 00	1, 790, 100	
2587	サントリー食品インターナショナル	1, 100	4, 829. 00	5, 311, 900	
2593	伊藤園	100	3, 182. 00	318, 200	
2801	キッコーマン	3, 100	1, 387. 50	4, 301, 250	
2802	味の素	1, 100	3, 527. 00	3, 879, 700	
2809	キューピー	100	4, 218. 00	421, 800	

2810	ハウス食品グループ本社	100	2, 873. 50	287, 350	
2811	カゴメ	200	2, 705. 00	541, 000	
2815	アリアケジャパン	100	5, 290. 00	529, 000	
2871	ニチレイ	200	1, 832. 00	366, 400	
2875	東洋水産	100	10, 300. 00	1, 030, 000	
2897	日清食品ホールディングス	400	2, 814. 50	1, 125, 800	
2910	ロック・フィールド	100	1, 424. 00	142, 400	
2914	日本たばこ産業	7, 000	5, 541. 00	38, 787, 000	
2931	ユーグレナ	400	419. 00	167, 600	
2933	紀文食品	100	1, 088. 00	108, 800	
3001	片倉工業	100	2, 707. 00	270, 700	
3103	ユニチカ	100	197. 00	19, 700	
3201	日本毛織	100	1, 625. 00	162, 500	
3401	帝人	1, 000	1, 263. 50	1, 263, 500	
3402	東レ	6, 200	943. 70	5, 850, 940	
3569	セーレン	100	3, 070. 00	307, 000	
3591	ワコールホールディングス	200	5, 034. 00	1, 006, 800	
3593	ホギメディカル	100	5, 470. 00	547, 000	
3608	T S I ホールディングス	300	964. 00	289, 200	
3612	ワールド	100	2, 780. 00	278, 000	
8011	三陽商会	100	3, 350. 00	335, 000	
8016	オンワードホールディングス	600	666. 00	399, 600	
8111	ゴールドウイン	500	3, 040. 00	1, 520, 000	
3708	特種東海製紙	100	1, 518. 00	151, 800	
3861	王子ホールディングス	2, 400	785. 60	1, 885, 440	
3863	日本製紙	300	1, 087. 00	326, 100	
3865	北越コーポレーション	500	832. 00	416, 000	
3880	大王製紙	400	840. 00	336, 000	
3941	レンゴー	600	997. 00	598, 200	
3946	トーモク	100	3, 295. 00	329, 500	
3950	ザ・バック	100	1, 207. 00	120, 700	
2930	北の達人コーポレーション	300	137. 00	41, 100	
3101	東洋紡	300	1, 223. 00	366, 900	
3405	クラレ	1, 100	1, 693. 50	1, 862, 850	
3407	旭化成	6, 700	1, 286. 00	8, 616, 200	
4004	レゾナック・ホールディングス	700	5, 767. 00	4, 036, 900	

4005	住友化学	6,000	437.60	2,625,600	
4021	日産化学	600	5,134.00	3,080,400	
4023	クレハ	100	3,730.00	373,000	
4028	石原産業	100	2,651.00	265,100	
4041	日本曹達	200	3,515.00	703,000	
4042	東ソー	900	2,288.00	2,059,200	
4043	トクヤマ	100	3,845.00	384,500	
4044	セントラル硝子	100	3,280.00	328,000	
4045	東亜合成	300	1,563.50	469,050	
4046	大阪ソーダ	300	1,880.00	564,000	
4047	関東電化工業	200	1,032.00	206,400	
4061	デンカ	300	2,435.50	730,650	
4063	信越化学工業	6,200	4,551.00	28,216,200	
4064	日本カーバイド工業	100	2,160.00	216,000	
4078	堺化学工業	100	2,983.00	298,300	
4082	第一稀元素化学工業	100	1,195.00	119,500	
4088	エア・ウォーター	700	2,299.00	1,609,300	
4091	日本酸素ホールディングス	700	5,022.00	3,515,400	
4095	日本パーカライジング	500	1,364.00	682,000	
4097	高圧ガス工業	100	1,045.00	104,500	
4099	四国化成ホールディングス	100	2,686.00	268,600	
4112	保土谷化学工業	100	1,802.00	180,200	
4114	日本触媒	500	1,794.00	897,000	
4116	大日精化工業	100	3,795.00	379,500	
4118	カネカ	200	4,396.00	879,200	
4182	三菱瓦斯化学	800	2,957.00	2,365,600	
4183	三井化学	700	3,664.00	2,564,800	
4186	東京応化工業	600	5,881.00	3,528,600	
4187	大阪有機化学工業	100	3,805.00	380,500	
4188	三菱ケミカルグループ	5,000	851.10	4,255,500	
4189	KHネオケム	100	2,423.00	242,300	
4202	ダイセル	700	1,262.00	883,400	
4203	住友ベークライト	400	5,144.00	2,057,600	
4204	積水化学工業	800	2,661.50	2,129,200	
4205	日本ゼオン	600	1,632.00	979,200	
4206	アイカ工業	300	3,476.00	1,042,800	

4208	U B E	300	2, 405. 00	721, 500	
4212	積水樹脂	100	2, 084. 00	208, 400	
4216	旭有機材	100	4, 455. 00	445, 500	
4220	リケンテクノス	200	1, 356. 00	271, 200	
4221	大倉工業	100	5, 090. 00	509, 000	
4228	積水化成成品工業	100	349. 00	34, 900	
4246	ダイキョーニシカワ	100	743. 00	74, 300	
4249	森六	100	2, 356. 00	235, 600	
4272	日本化薬	700	1, 425. 50	997, 850	
4275	カーリット	100	1, 516. 00	151, 600	
4362	日本精化	100	2, 818. 00	281, 800	
4401	A D E K A	400	3, 555. 00	1, 422, 000	
4403	日油	1, 500	2, 839. 00	4, 258, 500	
4410	ハリマ化成グループ	100	856. 00	85, 600	
4452	花王	1, 700	6, 605. 00	11, 228, 500	
4471	三洋化成工業	100	4, 435. 00	443, 500	
4611	大日本塗料	100	1, 235. 00	123, 500	
4612	日本ペイントホールディングス	6, 300	985. 00	6, 205, 500	
4613	関西ペイント	1, 000	2, 344. 00	2, 344, 000	
4617	中国塗料	300	4, 200. 00	1, 260, 000	
4620	藤倉化成	200	629. 00	125, 800	
4626	太陽ホールディングス	200	8, 632. 00	1, 726, 400	
4631	D I C	300	3, 699. 00	1, 109, 700	
4633	サカタインクス	300	2, 307. 00	692, 100	
4634	a r t i e n c e	200	3, 210. 00	642, 000	
4901	富士フイルムホールディングス	5, 100	3, 362. 00	17, 146, 200	
4911	資生堂	1, 800	2, 585. 50	4, 653, 900	
4912	ライオン	800	1, 570. 50	1, 256, 400	
4914	高砂香料工業	300	1, 492. 00	447, 600	
4917	マンダム	200	2, 367. 00	473, 400	
4919	ミルボン	100	2, 408. 00	240, 800	
4922	コーセー	300	6, 056. 00	1, 816, 800	
4923	コタ	100	1, 161. 00	116, 100	
4927	ポーラ・オルビスホールディングス	500	1, 320. 50	660, 250	
4928	ノエビアホールディングス	100	4, 525. 00	452, 500	
4931	新日本製薬	100	2, 186. 00	218, 600	

4936	アクシージア	100	435. 00	43, 500	
4951	エステー	100	1, 579. 00	157, 900	
4956	コニシ	400	1, 261. 00	504, 400	
4958	長谷川香料	200	2, 720. 00	544, 000	
4967	小林製薬	200	5, 331. 00	1, 066, 200	
4968	荒川化学工業	100	1, 090. 00	109, 000	
4974	タカラバイオ	300	902. 00	270, 600	
4975	J C U	100	4, 335. 00	433, 500	
4980	デクセリアルズ	700	2, 360. 50	1, 652, 350	
4985	アース製薬	100	5, 080. 00	508, 000	
4996	クミアイ化学工業	600	699. 00	419, 400	
4997	日本農薬	100	899. 00	89, 900	
5142	アキレス	100	1, 184. 00	118, 400	
5208	有沢製作所	100	1, 572. 00	157, 200	
6988	日東電工	3, 200	3, 792. 00	12, 134, 400	
7888	三光合成	100	844. 00	84, 400	
7917	Z A C R O S	200	1, 061. 00	212, 200	
7925	前澤化成工業	100	2, 095. 00	209, 500	
7931	未来工業	100	3, 330. 00	333, 000	
7942	J S P	100	1, 934. 00	193, 400	
7947	エフピコ	300	2, 618. 00	785, 400	
7970	信越ポリマー	300	1, 883. 00	564, 900	
7988	ニフコ	300	4, 607. 00	1, 382, 100	
7995	バルカー	100	3, 885. 00	388, 500	
8113	ユニ・チャーム	3, 700	995. 30	3, 682, 610	
4151	協和キリン	900	2, 423. 50	2, 181, 150	
4502	武田薬品工業	7, 100	4, 182. 00	29, 692, 200	
4503	アステラス製薬	7, 700	1, 765. 50	13, 594, 350	
4506	住友ファーマ	900	1, 991. 00	1, 791, 900	
4507	塩野義製薬	2, 400	2, 647. 00	6, 352, 800	
4516	日本新薬	200	3, 261. 00	652, 200	
4519	中外製薬	3, 600	7, 238. 00	26, 056, 800	
4523	エーザイ	1, 300	4, 392. 00	5, 709, 600	
4527	ロート製薬	900	2, 415. 00	2, 173, 500	
4528	小野薬品工業	2, 100	1, 916. 50	4, 024, 650	
4534	持田製薬	100	3, 100. 00	310, 000	

4536	参天製薬	1,800	1,522.00	2,739,600	
4549	栄研化学	100	2,320.00	232,000	
4559	ゼリア新薬工業	100	1,927.00	192,700	
4565	ネクセラファーマ	600	805.00	483,000	
4568	第一三共	8,100	3,305.00	26,770,500	
4569	杏林製薬	200	1,379.00	275,800	
4574	大幸薬品	200	282.00	56,400	
4578	大塚ホールディングス	200	8,184.00	1,636,800	
4886	あすか製薬ホールディングス	100	2,056.00	205,600	
3315	日本コークス工業	800	94.00	75,200	
5011	ニチレキグループ	100	2,430.00	243,000	
5017	富士石油	200	476.00	95,200	
5019	出光興産	2,400	1,095.00	2,628,000	
5020	E N E O S ホールディングス	12,200	1,007.50	12,291,500	
5021	コスモエネルギーホールディングス	500	3,605.00	1,802,500	
5101	横浜ゴム	200	5,601.00	1,120,200	
5105	T O Y O T I R E	200	4,293.00	858,600	
5108	ブリヂストン	800	6,916.00	5,532,800	
5110	住友ゴム工業	300	1,888.00	566,400	
5122	オカモト	100	5,230.00	523,000	
5186	ニッタ	100	4,100.00	410,000	
5191	住友理工	100	2,592.00	259,200	
5192	三ツ星ベルト	100	3,715.00	371,500	
5195	バンドー化学	100	1,943.00	194,300	
5201	A G C	400	5,252.00	2,100,800	
5202	日本板硝子	200	436.00	87,200	
5214	日本電気硝子	200	5,571.00	1,114,200	
5233	太平洋セメント	300	4,084.00	1,225,200	
5269	日本コンクリート工業	100	329.00	32,900	
5288	アジアパイルホールディングス	100	1,238.00	123,800	
5301	東海カーボン	800	1,008.00	806,400	
5332	T O T O	600	3,918.00	2,350,800	
5333	日本碍子	400	2,917.00	1,166,800	
5334	日本特殊陶業	200	6,510.00	1,302,000	
5351	品川リフラ	100	1,851.00	185,100	
5384	フジミインコーポレーテッド	300	2,254.00	676,200	

5393	ニチアス	100	5, 877. 00	587, 700	
5406	神戸製鋼所	1, 400	1, 820. 00	2, 548, 000	
5411	J F Eホールディングス	1, 800	1, 800. 50	3, 240, 900	
5423	東京製鐵	300	1, 382. 00	414, 600	
5440	共英製鋼	100	2, 251. 00	225, 100	
5451	ヨドコウ	300	1, 261. 00	378, 300	
5461	中部鋼鈑	100	2, 024. 00	202, 400	
5463	丸一鋼管	700	1, 307. 50	915, 250	
5464	モリ工業	100	972. 00	97, 200	
5471	大同特殊鋼	500	1, 493. 00	746, 500	
5480	日本冶金工業	100	4, 195. 00	419, 500	
5482	愛知製鋼	100	2, 764. 00	276, 400	
5563	新日本電工	200	318. 00	63, 600	
5602	栗本鐵工所	200	1, 644. 00	328, 800	
5632	三菱製鋼	100	1, 777. 00	177, 700	
5698	エンビプロ・ホールディングス	100	503. 00	50, 300	
5016	J X金属	8, 000	1, 962. 00	15, 696, 000	
5702	大紀アルミニウム工業所	100	1, 139. 00	113, 900	
5703	日本軽金属ホールディングス	200	2, 229. 00	445, 800	
5706	三井金属	200	15, 965. 00	3, 193, 000	
5707	東邦亜鉛	100	678. 00	67, 800	
5711	三菱マテリアル	400	2, 940. 50	1, 176, 200	
5713	住友金属鉱山	1, 200	5, 027. 00	6, 032, 400	
5714	DOWAホールディングス	200	5, 680. 00	1, 136, 000	
5726	大阪チタニウムテクノロジーズ	100	2, 515. 00	251, 500	
5727	東邦チタニウム	200	1, 348. 00	269, 600	
5741	U A C J	500	1, 988. 00	994, 000	
5801	古河電気工業	200	9, 456. 00	1, 891, 200	
5802	住友電気工業	2, 400	6, 030. 00	14, 472, 000	
5803	フジクラ	800	20, 510. 00	16, 408, 000	
5805	S W C C	200	8, 010. 00	1, 602, 000	
5821	平河ヒューテック	100	2, 828. 00	282, 800	
5851	リョービ	100	2, 608. 00	260, 800	
5857	A R Eホールディングス	500	2, 672. 00	1, 336, 000	
3431	宮地エンジニアリンググループ	100	2, 052. 00	205, 200	
3433	トーカロ	100	2, 062. 00	206, 200	

3436	SUMCO	1,100	1,476.00	1,623,600	
3445	RS Technologies	100	3,855.00	385,500	
5901	東洋製罐グループホールディングス	600	3,811.00	2,286,600	
5911	横河ブリッジホールディングス	200	2,833.00	566,600	
5929	三和ホールディングス	400	4,015.00	1,606,000	
5930	文化シヤッター	100	2,107.00	210,700	
5932	三協立山	100	601.00	60,100	
5933	アルインコ	100	1,034.00	103,400	
5938	LIXIL	600	1,791.00	1,074,600	
5943	ノーリツ	100	2,064.00	206,400	
5947	リンナイ	100	3,858.00	385,800	
5957	日東精工	100	710.00	71,000	
5959	岡部	200	912.00	182,400	
5970	ジーテクト	100	2,025.00	202,500	
5975	東プレ	100	2,290.00	229,000	
5976	高周波熱錬	200	1,181.00	236,200	
5981	東京製綱	100	1,481.00	148,100	
5991	日本発條	200	2,816.50	563,300	
5631	日本製鋼所	100	8,872.00	887,200	
6005	三浦工業	400	3,120.00	1,248,000	
6013	タクマ	200	2,434.00	486,800	
6101	ツガミ	200	2,646.00	529,200	
6103	オークマ	100	3,365.00	336,500	
6104	芝浦機械	200	4,315.00	863,000	
6113	アマダ	1,000	1,809.00	1,809,000	
6118	アイダエンジニアリング	200	927.00	185,400	
6134	FUJ I	400	3,073.00	1,229,200	
6135	牧野フライス製作所	100	11,330.00	1,133,000	
6136	オーエスジー	100	2,257.00	225,700	
6140	旭ダイヤモンド工業	200	800.00	160,000	
6141	DMG森精機	600	2,696.50	1,617,900	
6143	ソディック	200	909.00	181,800	
6146	ディスコ	300	50,020.00	15,006,000	
6222	島精機製作所	100	1,003.00	100,300	
6235	オプトラン	100	1,585.00	158,500	
6237	イワキポンプ	100	2,613.00	261,300	

6238	フリュー	100	1,034.00	103,400	
6240	ヤマシンフィルタ	200	644.00	128,800	
6247	日阪製作所	100	1,424.00	142,400	
6250	やまびこ	100	2,581.00	258,100	
6254	野村マイクロ・サイエンス	200	3,925.00	785,000	
6258	平田機工	100	2,078.00	207,800	
6262	P E G A S U S	100	844.00	84,400	
6266	タツモ	100	2,428.00	242,800	
6268	ナブテスコ	400	3,418.00	1,367,200	
6269	三井海洋開発	200	10,530.00	2,106,000	
6272	レオン自動機	100	1,452.00	145,200	
6273	SMC	200	54,090.00	10,818,000	
6277	ホソカワミクロン	100	5,170.00	517,000	
6279	瑞光	100	963.00	96,300	
6282	オイレス工業	100	2,115.00	211,500	
6287	サトー	100	2,268.00	226,800	
6289	技研製作所	100	1,665.00	166,500	
6293	日精樹脂工業	100	843.00	84,300	
6298	ワイエイシイホールディングス	100	893.00	89,300	
6301	小松製作所	4,200	5,166.00	21,697,200	
6302	住友重機械工業	500	4,072.00	2,036,000	
6305	日立建機	300	4,517.00	1,355,100	
6306	日工	100	760.00	76,000	
6309	巴工業	100	1,607.00	160,700	
6310	井関農機	100	2,183.00	218,300	
6315	T O W A	200	2,599.00	519,800	
6323	ローツェ	300	2,178.00	653,400	
6326	クボタ	4,000	2,105.50	8,422,000	
6328	荏原実業	100	4,380.00	438,000	
6331	三菱化工機	100	3,380.00	338,000	
6332	月島ホールディングス	100	2,677.00	267,700	
6333	帝国電機製作所	100	3,050.00	305,000	
6339	新東工業	100	984.00	98,400	
6340	澁谷工業	100	3,240.00	324,000	
6345	アイチ コーポレーション	200	1,318.00	263,600	
6349	小森コーポレーション	200	1,471.00	294,200	

6351	鶴見製作所	100	1, 994. 00	199, 400	
6361	荏原製作所	1, 600	4, 491. 00	7, 185, 600	
6363	西島製作所	100	2, 054. 00	205, 400	
6364	A I R M A N	100	1, 905. 00	190, 500	
6367	ダイキン工業	1, 100	19, 710. 00	21, 681, 000	
6368	オルガノ	100	14, 000. 00	1, 400, 000	
6370	栗田工業	400	6, 545. 00	2, 618, 000	
6371	椿本チエイン	200	2, 142. 00	428, 400	
6378	木村化工機	100	1, 067. 00	106, 700	
6381	アネスト岩田	100	1, 504. 00	150, 400	
6383	ダイフク	1, 200	5, 048. 00	6, 057, 600	
6395	タダノ	400	1, 031. 00	412, 400	
6406	フジテック	200	5, 665. 00	1, 133, 000	
6407	C K D	100	3, 250. 00	325, 000	
6412	平和	300	2, 013. 00	603, 900	
6413	理想科学工業	100	1, 191. 00	119, 100	
6417	S A N K Y O	900	2, 629. 00	2, 366, 100	
6418	日本金銭機械	100	1, 010. 00	101, 000	
6419	マースグループホールディングス	100	3, 045. 00	304, 500	
6420	ガリレイ	100	3, 605. 00	360, 500	
6432	竹内製作所	200	6, 430. 00	1, 286, 000	
6436	アマノ	200	4, 087. 00	817, 400	
6440	J U K I	100	452. 00	45, 200	
6454	マックス	100	6, 330. 00	633, 000	
6457	グローリー	300	3, 979. 00	1, 193, 700	
6458	新晃工業	200	1, 291. 00	258, 200	
6459	大和冷機工業	100	1, 568. 00	156, 800	
6460	セガサミーホールディングス	600	2, 485. 00	1, 491, 000	
6463	T P R	200	1, 223. 00	244, 600	
6464	ツバキ・ナカシマ	100	399. 00	39, 900	
6465	ホシザキ	500	4, 999. 00	2, 499, 500	
6470	大豊工業	100	687. 00	68, 700	
6471	日本精工	700	909. 20	636, 440	
6472	N T N	1, 000	365. 30	365, 300	
6473	ジェイテクト	300	1, 619. 00	485, 700	
6480	日本トムソン	100	696. 00	69, 600	

6481	THK	200	4,119.00	823,800	
6482	Y U S H I N	100	664.00	66,400	
6486	イーグル工業	100	2,772.00	277,200	
6490	P I L L A R	100	4,740.00	474,000	
6498	キッツ	300	1,722.00	516,600	
6586	マキタ	1,100	4,498.00	4,947,800	
7003	三井E&S	500	5,649.00	2,824,500	
7004	カナデビア	600	934.00	560,400	
7011	三菱重工業	14,400	4,362.00	62,812,800	
7013	I H I	4,900	2,999.00	14,695,100	
7718	スター精密	100	1,700.00	170,000	
285A	キオクシアホールディングス	400	13,320.00	5,328,000	
3105	日清紡ホールディングス	300	1,275.00	382,500	
4062	イビデン	400	13,035.00	5,214,000	
4902	コニカミノルタ	1,800	622.60	1,120,680	
6448	ブラザー工業	1,100	2,645.50	2,910,050	
6479	ミネベアミツミ	800	2,916.00	2,332,800	
6501	日立製作所	22,200	5,114.00	113,530,800	
6503	三菱電機	7,700	4,311.00	33,194,700	
6504	富士電機	300	10,570.00	3,171,000	
6506	安川電機	900	4,119.00	3,707,100	
6507	シンフォニアテクノロジー	100	9,690.00	969,000	
6508	明電舎	100	6,080.00	608,000	
6516	山洋電気	100	3,790.00	379,000	
6523	PHCホールディングス	100	1,032.00	103,200	
6525	KOKUSAI ELECTRIC	300	5,919.00	1,775,700	
6526	ソシオネクスト	800	2,342.00	1,873,600	
6588	東芝テック	100	3,115.00	311,500	
6592	マブチモーター	200	2,664.50	532,900	
6619	ダブル・スコープ	100	225.00	22,500	
6630	ヤーマン	200	787.00	157,400	
6632	JVCケンウッド	200	1,368.00	273,600	
6638	ミマキエンジニアリング	100	1,634.00	163,400	
6644	大崎電気工業	200	1,175.00	235,000	
6645	オムロン	900	3,864.00	3,477,600	
6651	日東工業	100	3,650.00	365,000	

6652	I D E C	100	2, 480. 00	248, 000	
6674	ジーエス・ユアサ コーポレーション	200	3, 816. 00	763, 200	
6701	日本電気	5, 700	5, 612. 00	31, 988, 400	
6702	富士通	6, 200	4, 069. 00	25, 227, 800	
6703	沖電気工業	400	1, 852. 00	740, 800	
6707	サンケン電気	100	6, 673. 00	667, 300	
6718	アイホン	100	2, 821. 00	282, 100	
6723	ルネサスエレクトロニクス	10, 000	1, 850. 00	18, 500, 000	
6724	セイコーエプソン	1, 000	1, 924. 00	1, 924, 000	
6727	ワコム	700	790. 00	553, 000	
6728	アルバック	200	6, 860. 00	1, 372, 000	
6737	E I Z O	100	2, 196. 00	219, 600	
6740	ジャパンディスプレイ	2, 600	20. 00	52, 000	
6741	日本信号	200	1, 258. 00	251, 600	
6742	京三製作所	300	556. 00	166, 800	
6744	能美防災	100	3, 825. 00	382, 500	
6750	エレコム	200	1, 825. 00	365, 000	
6752	パナソニック ホールディングス	2, 900	1, 723. 00	4, 996, 700	
6753	シャープ	300	848. 40	254, 520	
6754	アンリツ	600	2, 221. 00	1, 332, 600	
6758	ソニーグループ	28, 200	4, 284. 00	120, 808, 800	
6762	T D K	6, 300	2, 505. 50	15, 784, 650	
6768	タムラ製作所	300	596. 00	178, 800	
6770	アルプスアルパイン	600	1, 991. 00	1, 194, 600	
6787	メイコー	100	8, 930. 00	893, 000	
6794	フォスター電機	100	2, 528. 00	252, 800	
6800	ヨコオ	100	1, 804. 00	180, 400	
6804	ホシデン	200	2, 434. 00	486, 800	
6806	ヒロセ電機	100	18, 155. 00	1, 815, 500	
6807	日本航空電子工業	300	2, 339. 00	701, 700	
6809	T O A	100	1, 717. 00	171, 700	
6810	マクセル	100	2, 162. 00	216, 200	
6814	古野電気	100	8, 070. 00	807, 000	
6817	スミダコーポレーション	200	1, 123. 00	224, 600	
6841	横河電機	900	4, 600. 00	4, 140, 000	
6845	アズビル	2, 000	1, 474. 50	2, 949, 000	

6849	日本光電工業	900	1,742.50	1,568,250	
6850	チノー	100	1,367.00	136,700	
6856	堀場製作所	200	13,750.00	2,750,000	
6857	アドバンテスト	2,800	20,720.00	58,016,000	
6859	エスベック	100	3,460.00	346,000	
6861	キーエンス	700	55,360.00	38,752,000	
6866	日置電機	100	5,750.00	575,000	
6869	シスメックス	2,400	1,668.50	4,004,400	
6871	日本マイクロニクス	100	8,600.00	860,000	
6875	メガチップス	100	8,460.00	846,000	
6908	イリソ電子工業	100	3,135.00	313,500	
6914	オプテックスグループ	100	2,395.00	239,500	
6920	レーザーテック	300	28,835.00	8,650,500	
6923	スタンレー電気	200	3,091.00	618,200	
6925	ウシオ電機	300	2,337.00	701,100	
6929	日本セラミック	100	3,640.00	364,000	
6941	山一電機	100	5,520.00	552,000	
6947	図研	100	4,695.00	469,500	
6951	日本電子	200	5,112.00	1,022,400	
6952	カシオ計算機	700	1,258.50	880,950	
6954	ファナック	3,800	5,135.00	19,513,000	
6958	日本シイエムケイ	200	455.00	91,000	
6962	大真空	100	583.00	58,300	
6963	ローム	1,100	2,010.00	2,211,000	
6965	浜松ホトニクス	1,800	1,604.50	2,888,100	
6966	三井ハイテック	300	769.00	230,700	
6971	京セラ	4,100	2,045.00	8,384,500	
6976	太陽誘電	200	3,550.00	710,000	
6981	村田製作所	5,200	3,229.00	16,790,800	
6986	双葉電子工業	100	660.00	66,000	
6996	ニチコン	100	1,248.00	124,800	
6997	日本ケミコン	100	1,194.00	119,400	
6999	K O A	100	1,306.00	130,600	
7244	市光工業	100	462.00	46,200	
7276	小糸製作所	800	2,278.00	1,822,400	
7280	ミツバ	100	958.00	95,800	

7735	S C R E E Nホールディングス	400	12, 270. 00	4, 908, 000	
7739	キヤノン電子	100	2, 644. 00	264, 400	
7751	キヤノン	3, 200	4, 449. 00	14, 236, 800	
7752	リコー	2, 300	1, 368. 00	3, 146, 400	
7965	象印マホービン	100	1, 705. 00	170, 500	
8035	東京エレクトロン	1, 600	34, 200. 00	54, 720, 000	
9880	イノテック	100	1, 814. 00	181, 400	
3116	トヨタ紡織	300	2, 311. 00	693, 300	
5949	ユニプレス	100	1, 180. 00	118, 000	
6201	豊田自動織機	400	16, 950. 00	6, 780, 000	
6455	モリタホールディングス	100	2, 487. 00	248, 700	
6902	デンソー	9, 900	2, 071. 50	20, 507, 850	
6995	東海理化電機製作所	100	2, 914. 00	291, 400	
7012	川崎重工業	600	11, 380. 00	6, 828, 000	
7014	名村造船所	100	4, 525. 00	452, 500	
7105	三菱ロジスネクスト	100	1, 523. 00	152, 300	
7201	日産自動車	9, 800	358. 90	3, 517, 220	
7202	いすゞ自動車	2, 600	1, 938. 00	5, 038, 800	
7203	トヨタ自動車	41, 500	3, 131. 00	129, 936, 500	
7205	日野自動車	1, 400	395. 00	553, 000	
7211	三菱自動車工業	3, 300	372. 90	1, 230, 570	
7220	武蔵精密工業	200	3, 230. 00	646, 000	
7222	日産車体	200	994. 00	198, 800	
7224	新明和工業	200	1, 834. 00	366, 800	
7226	極東開発工業	100	2, 680. 00	268, 000	
7238	曙ブレーキ工業	100	115. 00	11, 500	
7239	タチエス	100	2, 003. 00	200, 300	
7240	N O K	100	2, 735. 50	273, 550	
7241	フタバ産業	300	954. 00	286, 200	
7242	カヤバ	100	4, 010. 00	401, 000	
7245	大同メタル工業	100	1, 017. 00	101, 700	
7246	プレス工業	100	660. 00	66, 000	
7250	太平洋工業	200	3, 115. 00	623, 000	
7259	アイシン	1, 200	2, 802. 50	3, 363, 000	
7261	マツダ	2, 400	1, 096. 00	2, 630, 400	
7267	本田技研工業	18, 400	1, 511. 00	27, 802, 400	

7269	スズキ	7,000	2,234.50	15,641,500	
7270	S U B A R U	2,300	3,372.00	7,755,600	
7272	ヤマハ発動機	4,200	1,130.00	4,746,000	
7282	豊田合成	100	3,839.00	383,900	
7283	愛三工業	100	2,060.00	206,000	
7294	ヨロズ	100	938.00	93,800	
7296	エフ・シー・シー	100	3,280.00	328,000	
7309	シマノ	100	16,080.00	1,608,000	
7313	テイ・エス テック	300	1,864.50	559,350	
268A	リガク・ホールディングス	400	977.00	390,800	
368A	北里コーポレーション	100	1,330.00	133,000	
4543	テルモ	5,200	2,521.50	13,111,800	
6376	日機装	200	1,513.00	302,600	
7600	日本エム・ディ・エム	100	499.00	49,900	
7701	島津製作所	1,200	4,223.00	5,067,600	
7702	J M S	100	434.00	43,400	
7721	東京計器	100	6,150.00	615,000	
7729	東京精密	100	10,945.00	1,094,500	
7730	マニー	300	1,472.00	441,600	
7731	ニコン	1,300	1,786.50	2,322,450	
7732	トプコン	500	3,283.00	1,641,500	
7733	オリンパス	4,200	2,087.50	8,767,500	
7734	理研計器	100	3,410.00	341,000	
7740	タムロン	100	1,019.00	101,900	
7741	H O Y A	1,200	25,000.00	30,000,000	
7744	ノーリツ鋼機	200	1,687.00	337,400	
7745	A&Dホロンホールディングス	100	1,835.00	183,500	
7747	朝日インテック	800	2,413.50	1,930,800	
7762	シチズン時計	600	1,065.00	639,000	
7780	メニコン	300	1,229.00	368,700	
7979	松風	100	1,849.00	184,900	
8050	セイコーグループ	100	7,010.00	701,000	
8086	ニプロ	500	1,476.50	738,250	
1518	三井松島ホールディングス	100	1,353.00	135,300	
7817	パラマウントベッドホールディングス	200	3,530.00	706,000	
7821	前田工織	200	1,990.00	398,000	

7823	アートネイチャー	100	821. 00	82, 100	
7826	フルヤ金属	100	3, 385. 00	338, 500	
7832	バンダイナムコホールディングス	2, 100	4, 518. 00	9, 487, 800	
7839	S H O E I	200	1, 704. 00	340, 800	
7840	フランスベッドホールディングス	100	1, 313. 00	131, 300	
7846	パイロットコーポレーション	100	4, 661. 00	466, 100	
7864	フジシールインターナショナル	200	2, 748. 00	549, 600	
7867	タカラトミー	300	3, 274. 00	982, 200	
7868	広済堂ホールディングス	300	435. 00	130, 500	
7911	T O P P A Nホールディングス	400	3, 771. 00	1, 508, 400	
7912	大日本印刷	900	2, 616. 50	2, 354, 850	
7915	N I S S H A	100	1, 336. 00	133, 600	
7936	アシックス	3, 500	3, 713. 00	12, 995, 500	
7944	ローランド	100	3, 270. 00	327, 000	
7951	ヤマハ	400	1, 050. 00	420, 000	
7956	ビジョン	400	1, 647. 50	659, 000	
7966	リンテック	200	3, 855. 00	771, 000	
7972	イトーキ	100	2, 359. 00	235, 900	
7974	任天堂	3, 800	13, 420. 00	50, 996, 000	
7976	三菱鉛筆	100	2, 168. 00	216, 800	
7981	タカラスタンダード	200	2, 561. 00	512, 200	
7984	コクヨ	1, 600	897. 40	1, 435, 840	
7994	オカムラ	100	2, 185. 00	218, 500	
8022	美津濃	200	2, 934. 00	586, 800	
9501	東京電力ホールディングス	10, 700	855. 00	9, 148, 500	
9502	中部電力	4, 300	2, 254. 00	9, 692, 200	
9503	関西電力	700	2, 380. 50	1, 666, 350	
9504	中国電力	300	926. 50	277, 950	
9505	北陸電力	100	865. 80	86, 580	
9506	東北電力	400	1, 060. 00	424, 000	
9507	四国電力	200	1, 417. 00	283, 400	
9508	九州電力	400	1, 550. 50	620, 200	
9509	北海道電力	200	1, 022. 50	204, 500	
9513	電源開発	100	2, 880. 00	288, 000	
9517	イーレックス	200	692. 00	138, 400	
9519	レノバ	200	810. 00	162, 000	

9531	東京瓦斯	1,700	5,820.00	9,894,000	
9532	大阪瓦斯	1,800	4,981.00	8,965,800	
9533	東邦瓦斯	500	4,723.00	2,361,500	
9534	北海道瓦斯	200	715.00	143,000	
9536	西部ガスホールディングス	200	1,912.00	382,400	
9543	静岡ガス	200	1,185.00	237,000	
9551	メタウォーター	100	3,350.00	335,000	
2384	SBSホールディングス	100	3,460.00	346,000	
9001	東武鉄道	1,000	2,535.50	2,535,500	
9003	相鉄ホールディングス	300	2,630.00	789,000	
9005	東急	2,600	1,753.00	4,557,800	
9006	京浜急行電鉄	1,200	1,481.50	1,777,800	
9007	小田急電鉄	1,600	1,654.00	2,646,400	
9008	京王電鉄	500	3,680.00	1,840,000	
9009	京成電鉄	1,500	1,267.50	1,901,250	
9010	富士急行	100	2,235.00	223,500	
9020	東日本旅客鉄道	5,200	3,878.00	20,165,600	
9021	西日本旅客鉄道	2,500	3,091.00	7,727,500	
9022	東海旅客鉄道	3,700	4,128.00	15,273,600	
9023	東京地下鉄	1,600	1,617.50	2,588,000	
9024	西武ホールディングス	900	5,221.00	4,698,900	
9025	鴻池運輸	200	3,260.00	652,000	
9031	西日本鉄道	400	2,231.00	892,400	
9037	ハマキョウレックス	300	1,576.00	472,800	
9039	サカイ引越センター	100	2,819.00	281,900	
9041	近鉄グループホールディングス	200	2,923.00	584,600	
9042	阪急阪神ホールディングス	1,600	4,001.00	6,401,600	
9044	南海電気鉄道	400	2,847.50	1,139,000	
9045	京阪ホールディングス	400	3,227.00	1,290,800	
9048	名古屋鉄道	1,100	1,619.50	1,781,450	
9064	ヤマトホールディングス	1,400	2,243.50	3,140,900	
9068	丸全昭和運輸	100	6,900.00	690,000	
9069	センコーグループホールディングス	900	2,009.00	1,808,100	
9072	ニッコンホールディングス	500	3,320.00	1,660,000	
9075	福山通運	100	3,880.00	388,000	
9076	セイノーホールディングス	400	2,183.00	873,200	

9090	A Z－C O M丸和ホールディングス	500	1, 040. 00	520, 000	
9142	九州旅客鉄道	800	3, 994. 00	3, 195, 200	
9143	S Gホールディングス	1, 600	1, 502. 50	2, 404, 000	
9147	N I P P O N E X P R E S Sホール ディン	1, 400	3, 318. 00	4, 645, 200	
9101	日本郵船	300	4, 988. 00	1, 496, 400	
9104	商船三井	300	4, 443. 00	1, 332, 900	
9107	川崎汽船	200	2, 096. 00	419, 200	
9119	飯野海運	100	1, 297. 00	129, 700	
9201	日本航空	300	2, 989. 00	896, 700	
9202	A N Aホールディングス	400	2, 878. 50	1, 151, 400	
9301	三菱倉庫	100	1, 097. 00	109, 700	
9302	三井倉庫ホールディングス	300	3, 749. 00	1, 124, 700	
9303	住友倉庫	200	3, 295. 00	659, 000	
9304	澁澤倉庫	100	1, 116. 00	111, 600	
9310	日本トランスシティ	200	1, 126. 00	225, 200	
9324	安田倉庫	100	2, 151. 00	215, 100	
9364	上組	600	4, 733. 00	2, 839, 800	
9369	キューソー流通システム	100	2, 814. 00	281, 400	
9381	エーアイティー	100	2, 035. 00	203, 500	
2121	M I X I	400	3, 025. 00	1, 210, 000	
2317	システナ	1, 000	519. 00	519, 000	
2326	デジタルアーツ	100	7, 470. 00	747, 000	
2327	日鉄ソリューションズ	200	3, 735. 00	747, 000	
2432	ディー・エヌ・エー	400	2, 608. 00	1, 043, 200	
3031	ラクーンホールディングス	100	641. 00	64, 100	
3626	T I S	800	4, 946. 00	3, 956, 800	
3632	グリーホールディングス	800	400. 00	320, 000	
3635	コーエーテクモホールディングス	1, 900	2, 052. 00	3, 898, 800	
3649	ファインデックス	100	841. 00	84, 100	
3655	ブレインパッド	100	2, 694. 00	269, 400	
3656	K L a b	700	227. 00	158, 900	
3657	ボールトゥウィンホールディングス	100	327. 00	32, 700	
3659	ネクソン	2, 000	3, 290. 00	6, 580, 000	
3660	アイスタイル	300	448. 00	134, 400	
3661	エムアップホールディングス	100	1, 816. 00	181, 600	

3662	エイチームホールディングス	100	1, 103. 00	110, 300	
3663	セルシス	100	1, 634. 00	163, 400	
3665	エニグモ	100	414. 00	41, 400	
3668	コロブラ	700	440. 00	308, 000	
3673	ブロードリーフ	200	732. 00	146, 400	
3676	デジタルハーツホールディングス	100	961. 00	96, 100	
3679	じげん	400	498. 00	199, 200	
3681	ブイキューブ	100	138. 00	13, 800	
3687	フィックスターズ	100	1, 893. 00	189, 300	
3694	オプティム	100	534. 00	53, 400	
3696	セレス	100	2, 128. 00	212, 800	
3697	S H I F T	600	1, 038. 50	623, 100	
3762	テクマトリックス	200	2, 057. 00	411, 400	
3763	プロシップ	100	1, 524. 00	152, 400	
3765	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	600	2, 468. 00	1, 480, 800	
3769	GMOペイメントゲートウェイ	200	8, 553. 00	1, 710, 600	
3771	システムリサーチ	100	1, 972. 00	197, 200	
3774	インターネットイニシアティブ	500	2, 864. 00	1, 432, 000	
3778	さくらインターネット	200	3, 205. 00	641, 000	
3834	朝日ネット	100	692. 00	69, 200	
3835	e B A S E	100	458. 00	45, 800	
3836	アバントグループ	200	1, 730. 00	346, 000	
3837	アドソル日進	100	1, 406. 00	140, 600	
3844	コムチュア	100	1, 576. 00	157, 600	
3853	アステリア	100	1, 332. 00	133, 200	
3854	アイル	100	2, 375. 00	237, 500	
3901	マークラインズ	100	1, 970. 00	197, 000	
3902	メディカル・データ・ビジョン	100	455. 00	45, 500	
3903	g u m i	400	430. 00	172, 000	
3916	デジタル・インフォメーション・テクノロジー	100	2, 561. 00	256, 100	
3923	ラクス	700	1, 206. 00	844, 200	
3926	オープンドア	100	339. 00	33, 900	
3932	アカツキ	100	2, 671. 00	267, 100	
3939	カナミックネットワーク	100	478. 00	47, 800	
3962	チェンジホールディングス	300	1, 112. 00	333, 600	

3964	オークネット	100	1, 904. 00	190, 400	
3993	P K S H A T e c h n o l o g y	100	4, 200. 00	420, 000	
3994	マネーフォワード	200	4, 307. 00	861, 400	
4053	S u n A s t e r i s k	100	446. 00	44, 600	
4071	プラスアルファ・コンサルティング	200	2, 418. 00	483, 600	
4180	A p p i e r G r o u p	400	1, 213. 00	485, 200	
4194	ビジョナル	100	9, 949. 00	994, 900	
4307	野村総合研究所	1, 600	6, 159. 00	9, 854, 400	
4323	日本システム技術	100	2, 181. 00	218, 100	
4344	ソースネクスト	400	163. 00	65, 200	
4373	シンプレクス・ホールディングス	200	4, 340. 00	868, 000	
4382	H E R O Z	100	935. 00	93, 500	
4384	ラクスル	100	1, 034. 00	103, 400	
4385	メルカリ	600	2, 628. 00	1, 576, 800	
4420	イーソル	100	558. 00	55, 800	
4432	ウイングアーク 1 s t	100	3, 460. 00	346, 000	
4443	S a n s a n	200	1, 730. 00	346, 000	
4449	ギフティ	100	1, 085. 00	108, 500	
4480	メドレー	100	2, 244. 00	224, 400	
4481	ベース	100	3, 470. 00	347, 000	
4483	J M D C	100	4, 220. 00	422, 000	
4674	クレスコ	100	1, 535. 00	153, 500	
4676	フジ・メディア・ホールディングス	700	3, 564. 00	2, 494, 800	
4684	オービック	1, 900	4, 902. 00	9, 313, 800	
4686	ジャストシステム	100	5, 080. 00	508, 000	
4687	T D C ソフト	100	1, 330. 00	133, 000	
4689	L I N E ヤフー	13, 600	428. 70	5, 830, 320	
4704	トレンドマイクロ	600	7, 835. 00	4, 701, 000	
4709	I D ホールディングス	100	1, 972. 00	197, 200	
4716	日本オラクル	100	14, 055. 00	1, 405, 500	
4722	フューチャー	200	2, 152. 00	430, 400	
4725	C A C H o l d i n g s	100	2, 149. 00	214, 900	
4733	オービックビジネスコンサルタント	200	8, 826. 00	1, 765, 200	
4743	アイティフォー	100	1, 534. 00	153, 400	
4768	大塚商会	1, 000	3, 030. 00	3, 030, 000	
4776	サイボウズ	100	3, 025. 00	302, 500	

4812	電通総研	100	7,710.00	771,000	
4819	デジタルガレージ	100	3,180.00	318,000	
4820	EMシステムズ	100	809.00	80,900	
4825	ウェザーニューズ	100	3,995.00	399,500	
4826	C I J	200	531.00	106,200	
4839	WOWOW	200	1,443.00	288,600	
4845	スカラ	100	389.00	38,900	
5032	ANYCOLOR	100	6,450.00	645,000	
7527	システムソフト	200	68.00	13,600	
7595	アルゴグラフィックス	200	1,388.00	277,600	
7844	マーベラス	100	522.00	52,200	
7860	エイベックス	500	1,229.00	614,500	
8056	B I P R O G Y	300	5,682.00	1,704,600	
8157	都築電気	100	3,190.00	319,000	
9401	T B S ホールディングス	400	5,507.00	2,202,800	
9404	日本テレビホールディングス	600	3,900.00	2,340,000	
9405	朝日放送グループホールディングス	100	734.00	73,400	
9409	テレビ朝日ホールディングス	200	3,255.00	651,000	
9412	スカパー J S A T ホールディングス	600	1,706.00	1,023,600	
9413	テレビ東京ホールディングス	100	5,020.00	502,000	
9416	ビジョン	300	1,215.00	364,500	
9418	U-NEXT HOLDINGS	200	2,055.00	411,000	
9424	日本通信	500	137.00	68,500	
9432	N T T	203,600	151.40	30,825,040	
9433	K D D I	9,200	2,633.50	24,228,200	
9434	ソフトバンク	120,300	221.90	26,694,570	
9435	光通信	100	42,000.00	4,200,000	
9438	エムティーアイ	100	759.00	75,900	
9449	GMOインターネットグループ	200	3,456.00	691,200	
9468	KADOKAWA	400	3,176.00	1,270,400	
9470	学研ホールディングス	200	1,061.00	212,200	
9474	ゼンリン	100	1,026.00	102,600	
9602	東宝	500	9,329.00	4,664,500	
9605	東映	100	5,510.00	551,000	
9629	ビー・シー・エー	100	1,795.00	179,500	
9682	D T S	600	1,182.00	709,200	

9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,200	3,067.00	3,680,400	
9692	シーイーシー	100	2,168.00	216,800	
9697	カプコン	1,700	4,043.00	6,873,100	
9719	S C S K	600	5,675.00	3,405,000	
9742	アイネス	100	1,750.00	175,000	
9746	T K C	100	4,120.00	412,000	
9759	N S D	400	3,474.00	1,389,600	
9766	コナミグループ	200	24,270.00	4,854,000	
9790	福井コンピュータホールディングス	100	3,075.00	307,500	
9889	J B C Cホールディングス	200	1,293.00	258,600	
9928	ミロク情報サービス	100	1,871.00	187,100	
9984	ソフトバンクグループ	3,400	22,255.00	75,667,000	
167A	リョーサン菱洋ホールディングス	100	2,923.00	292,300	
2676	高千穂交易	100	2,029.00	202,900	
2733	あらた	100	3,030.00	303,000	
2760	東京エレクトロン デバイス	100	3,005.00	300,500	
2767	円谷フィールズホールディングス	100	2,018.00	201,800	
2768	双日	500	4,271.00	2,135,500	
2784	アルフレッサ ホールディングス	600	2,279.50	1,367,700	
2874	横浜冷凍	200	1,266.00	253,200	
3023	ラサ商事	100	1,679.00	167,900	
3036	アルコニックス	100	2,148.00	214,800	
3038	神戸物産	800	3,777.00	3,021,600	
3076	あい ホールディングス	200	2,662.00	532,400	
3107	ダイワボウホールディングス	300	2,889.00	866,700	
3132	マクニカホールディングス	900	2,340.00	2,106,000	
3151	バイタルケーエスケー・ホールディングス	100	1,243.00	124,300	
3156	レスター	100	2,556.00	255,600	
3167	T O K A Iホールディングス	500	1,038.00	519,000	
3176	三洋貿易	200	1,546.00	309,200	
3360	シップヘルスケアホールディングス	300	2,416.00	724,800	
3388	明治電機工業	100	2,275.00	227,500	
3543	コメダホールディングス	100	2,965.00	296,500	
7128	フルサト・マルカホールディングス	100	2,220.00	222,000	
7130	ヤマエグループホールディングス	100	2,425.00	242,500	

7414	小野建	100	1,338.00	133,800	
7438	コンドーテック	100	1,655.00	165,500	
7447	ナガイレーベン	100	1,784.00	178,400	
7458	第一興商	300	1,590.50	477,150	
7459	メディパルホールディングス	1,200	2,625.00	3,150,000	
7467	萩原電気ホールディングス	100	3,500.00	350,000	
7476	アズワン	200	2,519.50	503,900	
7480	スズデン	100	1,667.00	166,700	
7483	ドウシシャ	100	2,975.00	297,500	
7537	丸文	100	1,151.00	115,100	
7552	ハピネット	100	6,340.00	634,000	
7575	日本ライフライン	200	1,468.00	293,600	
7599	I D O M	300	1,189.00	356,700	
7607	進和	100	3,120.00	312,000	
7613	シークス	200	1,219.00	243,800	
8001	伊藤忠商事	6,200	9,450.00	58,590,000	
8002	丸紅	8,200	3,934.00	32,258,800	
8012	長瀬産業	200	3,545.00	709,000	
8015	豊田通商	2,900	4,871.00	14,125,900	
8020	兼松	400	3,216.00	1,286,400	
8031	三井物産	6,700	4,035.00	27,034,500	
8032	日本紙パルプ商事	400	718.00	287,200	
8037	カメイ	100	3,045.00	304,500	
8051	山善	400	1,473.00	589,200	
8052	椿本興業	100	2,609.00	260,900	
8053	住友商事	5,500	4,755.00	26,152,500	
8058	三菱商事	7,800	3,672.00	28,641,600	
8059	第一実業	100	2,830.00	283,000	
8060	キヤノンマーケティングジャパン	300	6,450.00	1,935,000	
8061	西華産業	200	2,236.00	447,200	
8070	東京産業	100	945.00	94,500	
8074	ユアサ商事	100	5,190.00	519,000	
8075	神鋼商事	100	2,320.00	232,000	
8078	阪和興業	200	6,570.00	1,314,000	
8081	カナデン	100	2,051.00	205,100	
8084	RYODEN	100	3,080.00	308,000	

8088	岩谷産業	1, 000	1, 672. 50	1, 672, 500	
8097	三愛オブリ	300	2, 095. 00	628, 500	
8098	稲畑産業	300	3, 530. 00	1, 059, 000	
8103	明和産業	200	807. 00	161, 400	
8125	ワキタ	100	1, 837. 00	183, 700	
8129	東邦ホールディングス	200	4, 874. 00	974, 800	
8130	サンゲツ	100	3, 040. 00	304, 000	
8131	ミツウロコグループホールディングス	100	2, 157. 00	215, 700	
8133	伊藤忠エネクス	200	1, 823. 00	364, 600	
8136	サンリオ	600	6, 010. 00	3, 606, 000	
8141	新光商事	100	1, 049. 00	104, 900	
8151	東陽テクニカ	100	1, 676. 00	167, 600	
8153	モスフードサービス	100	3, 960. 00	396, 000	
8154	加賀電子	100	3, 450. 00	345, 000	
8158	ソーダニッカ	100	1, 010. 00	101, 000	
8159	立花エレテック	100	2, 827. 00	282, 700	
8283	P A L T A C	100	4, 474. 00	447, 400	
8285	三谷産業	100	516. 00	51, 600	
9273	コア商事ホールディングス	100	784. 00	78, 400	
9274	K P P グループホールディングス	100	781. 00	78, 100	
9305	ヤマタネ	100	2, 480. 00	248, 000	
9824	泉州電業	100	4, 580. 00	458, 000	
9830	トラスコ中山	200	2, 427. 00	485, 400	
9832	オートバックスセブン	300	1, 560. 00	468, 000	
9837	モリト	100	1, 640. 00	164, 000	
9869	加藤産業	100	5, 980. 00	598, 000	
9882	イエローハット	300	1, 550. 00	465, 000	
9896	J Kホールディングス	100	1, 215. 00	121, 500	
9902	日伝	100	2, 460. 00	246, 000	
9932	杉本商事	100	1, 586. 00	158, 600	
9934	因幡電機産業	200	4, 597. 00	919, 400	
9960	東テク	100	3, 245. 00	324, 500	
9962	ミスミグループ本社	1, 300	2, 311. 00	3, 004, 300	
9987	スズケン	200	5, 949. 00	1, 189, 800	
2659	サンエー	200	2, 749. 00	549, 800	
2664	カワチ薬品	100	3, 010. 00	301, 000	

2670	エービーシー・マート	200	2, 673. 00	534, 600	
2678	アスクル	200	1, 459. 00	291, 800	
2681	ゲオホールディングス	100	1, 720. 00	172, 000	
2685	アンドエスティHD	100	2, 778. 00	277, 800	
2695	くら寿司	100	3, 265. 00	326, 500	
2726	パルグループホールディングス	200	2, 143. 00	428, 600	
2730	エディオン	400	1, 993. 00	797, 200	
2734	サーラコーポレーション	200	1, 066. 00	213, 200	
2752	フジオフードグループ本社	200	1, 131. 00	226, 200	
2753	あみやき亭	100	1, 350. 00	135, 000	
3028	アルペン	100	2, 345. 00	234, 500	
3034	クオールホールディングス	100	2, 035. 00	203, 500	
3046	ジンズホールディングス	100	6, 720. 00	672, 000	
3048	ビックカメラ	300	1, 571. 50	471, 450	
3050	D C Mホールディングス	400	1, 488. 00	595, 200	
3053	ペッパーフードサービス	400	179. 00	71, 600	
3064	M o n o t a R O	1, 500	2, 322. 50	3, 483, 750	
3086	J . フロント リテイリング	600	2, 310. 00	1, 386, 000	
3087	ドトール・日レスホールディングス	100	2, 452. 00	245, 200	
3088	マツキヨココカラ&カンパニー	1, 500	2, 962. 00	4, 443, 000	
3091	ブロンコビリー	100	3, 800. 00	380, 000	
3092	Z O Z O	2, 300	1, 292. 50	2, 972, 750	
3093	トレジャー・ファクトリー	100	1, 700. 00	170, 000	
3097	物語コーポレーション	200	4, 230. 00	846, 000	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	1, 100	2, 473. 00	2, 720, 300	
3141	ウエルシアホールディングス	400	3, 125. 00	1, 250, 000	
3148	クリエイトS Dホールディングス	100	3, 245. 00	324, 500	
3179	シュッピン	100	1, 259. 00	125, 900	
3182	オイシックス・ラ・大地	200	1, 772. 00	354, 400	
3186	ネクステージ	200	2, 519. 00	503, 800	
3191	ジョイフル本田	200	2, 074. 00	414, 800	
3196	ホットランドホールディングス	100	2, 064. 00	206, 400	
3197	すかいらくホールディングス	800	2, 989. 00	2, 391, 200	
3199	綿半ホールディングス	100	1, 433. 00	143, 300	
3222	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	400	838. 00	335, 200	

3349	コスモス薬品	200	7,570.00	1,514,000	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	9,900	2,007.50	19,874,250	
3387	クリエイト・レストランツ・ホールディング	1,300	759.00	986,700	
3391	ツルハホールディングス	600	2,737.50	1,642,500	
3395	サンマルクホールディングス	100	2,717.00	271,700	
3397	トリドールホールディングス	200	4,484.00	896,800	
3415	TOKYO BASE	100	468.00	46,800	
3539	J Mホールディングス	200	1,529.00	305,800	
3546	アレンザホールディングス	100	1,052.00	105,200	
3548	バロックジャパンリミテッド	200	750.00	150,000	
3549	クスリのアオキホールディングス	200	3,917.00	783,400	
3561	力の源ホールディングス	100	1,433.00	143,300	
3563	FOOD & LIFE COMPANIE	500	7,904.00	3,952,000	
417A	ブルーゾーンホールディングス	100	8,147.00	814,700	
4350	メディカルシステムネットワーク	100	502.00	50,200	
7419	ノジマ	900	1,105.00	994,500	
7421	カップ・クリエイト	100	1,525.00	152,500	
7453	良品計画	1,800	3,442.00	6,195,600	
7508	G-7ホールディングス	100	1,318.00	131,800	
7512	イオン北海道	200	873.00	174,600	
7513	コジマ	100	1,121.00	112,100	
7516	コーナン商事	100	3,795.00	379,500	
7522	ワタミ	100	920.00	92,000	
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホ	7,800	1,002.50	7,819,500	
7545	西松屋チェーン	200	2,133.00	426,600	
7550	ゼンショーホールディングス	500	9,496.00	4,748,000	
7554	幸楽苑	100	1,064.00	106,400	
7581	サイゼリヤ	100	5,400.00	540,000	
7593	V Tホールディングス	400	495.00	198,000	
7606	ユナイテッドアローズ	100	2,115.00	211,500	
7611	ハイデイ日高	100	3,380.00	338,000	
7616	コロワイド	500	1,720.00	860,000	
7630	壱番屋	300	917.00	275,100	
7649	スギホールディングス	400	3,529.00	1,411,600	

8005	スクロール	100	1, 202. 00	120, 200	
8008	ヨンドシーホールディングス	100	1, 731. 00	173, 100	
8160	木曽路	100	2, 422. 00	242, 200	
8163	S R Sホールディングス	100	1, 167. 00	116, 700	
8165	千趣会	200	220. 00	44, 000	
8167	リテールパートナーズ	100	1, 311. 00	131, 100	
8173	上新電機	100	2, 595. 00	259, 500	
8174	日本瓦斯	800	3, 009. 00	2, 407, 200	
8179	ロイヤルホールディングス	200	2, 622. 00	524, 400	
8185	チョダ	100	995. 00	99, 500	
8194	ライフコーポレーション	100	2, 440. 00	244, 000	
8200	リンガーハット	100	2, 227. 00	222, 700	
8203	M r M a x HD	100	774. 00	77, 400	
8214	A O K Iホールディングス	100	1, 620. 00	162, 000	
8217	オークワ	100	834. 00	83, 400	
8218	コメリ	100	3, 265. 00	326, 500	
8219	青山商事	100	2, 262. 00	226, 200	
8227	しまむら	200	10, 635. 00	2, 127, 000	
8233	高島屋	800	1, 705. 50	1, 364, 400	
8237	松屋	100	1, 808. 00	180, 800	
8242	エイチ・ツー・オー リテイリング	300	2, 121. 00	636, 300	
8252	丸井グループ	400	3, 046. 00	1, 218, 400	
8255	アクシアル リテイリング	200	1, 081. 00	216, 200	
8267	イオン	9, 400	2, 302. 50	21, 643, 500	
8273	イズミ	100	2, 937. 00	293, 700	
8276	平和堂	100	2, 873. 00	287, 300	
8278	フジ	100	1, 984. 00	198, 400	
8281	ゼビオホールディングス	100	1, 097. 00	109, 700	
8282	ケーズホールディングス	500	1, 517. 00	758, 500	
9267	G e n k y D r u g S t o r e s	100	5, 050. 00	505, 000	
9278	ブックオフグループホールディングス	100	1, 359. 00	135, 900	
9627	アインホールディングス	100	6, 726. 00	672, 600	
9828	G e n k i G l o b a l D i n i n g	100	2, 995. 00	299, 500	
9831	ヤマダホールディングス	2, 500	459. 80	1, 149, 500	
9842	アークランズ	200	1, 831. 00	366, 200	

9843	ニトリホールディングス	1,000	2,511.00	2,511,000	
9850	グルメ杵屋	100	962.00	96,200	
9856	ケーユーホールディングス	100	1,166.00	116,600	
9861	吉野家ホールディングス	300	3,018.00	905,400	
9900	サガミホールディングス	100	1,747.00	174,700	
9936	王将フードサービス	100	3,180.00	318,000	
9946	ミニストップ	100	2,015.00	201,500	
9948	アークス	100	3,195.00	319,500	
9956	バローホールディングス	100	2,927.00	292,700	
9979	大庄	100	1,111.00	111,100	
9983	ファーストリテイリング	800	58,230.00	46,584,000	
9989	サンドラッグ	300	4,330.00	1,299,000	
9990	サックスパー ホールディングス	100	755.00	75,500	
9997	ペルーナ	100	1,038.00	103,800	
5830	いよぎんホールディングス	1,100	2,361.00	2,597,100	
5831	しずおかフィナンシャルグループ	1,700	2,102.50	3,574,250	
5832	ちゅうぎんフィナンシャルグループ	700	2,230.50	1,561,350	
5838	楽天銀行	500	8,003.00	4,001,500	
5844	京都フィナンシャルグループ	900	3,205.00	2,884,500	
7167	めぶきフィナンシャルグループ	3,900	944.40	3,683,160	
7173	東京きらぼしフィナンシャルグループ	100	7,590.00	759,000	
7180	九州フィナンシャルグループ	1,300	897.60	1,166,880	
7182	ゆうちょ銀行	4,800	1,756.50	8,431,200	
7184	富山第一銀行	200	1,543.00	308,600	
7186	横浜フィナンシャルグループ	3,600	1,125.50	4,051,800	
7189	西日本フィナンシャルホールディングス	500	2,715.50	1,357,750	
7322	三十三フィナンシャルグループ	100	3,790.00	379,000	
7327	第四北越フィナンシャルグループ	700	1,466.00	1,026,200	
7337	ひろぎんホールディングス	1,000	1,449.50	1,449,500	
7350	おきなわフィナンシャルグループ	100	3,990.00	399,000	
7380	十六フィナンシャルグループ	100	5,850.00	585,000	
7381	ＣＣＩグループ	700	649.00	454,300	
7384	プロクレアホールディングス	100	1,751.00	175,100	
7389	あいちフィナンシャルグループ	200	4,125.00	825,000	
8304	あおぞら銀行	400	2,267.50	907,000	

8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	48,400	2,330.00	112,772,000	
8308	りそなホールディングス	9,300	1,523.00	14,163,900	
8309	三井住友トラストグループ	2,400	4,311.00	10,346,400	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	15,600	4,189.00	65,348,400	
8331	千葉銀行	2,300	1,496.00	3,440,800	
8334	群馬銀行	1,200	1,592.50	1,911,000	
8336	武蔵野銀行	100	4,400.00	440,000	
8337	千葉興業銀行	200	1,571.00	314,200	
8338	筑波銀行	300	336.00	100,800	
8341	七十七銀行	300	6,833.00	2,049,900	
8344	山形銀行	100	1,720.00	172,000	
8346	東邦銀行	1,100	471.00	518,100	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	600	4,557.00	2,734,200	
8358	スルガ銀行	400	1,555.00	622,000	
8359	八十二銀行	1,900	1,556.50	2,957,350	
8360	山梨中央銀行	100	3,415.00	341,500	
8361	大垣共立銀行	100	3,695.00	369,500	
8362	福井銀行	100	2,227.00	222,700	
8366	滋賀銀行	100	6,470.00	647,000	
8367	南都銀行	100	5,350.00	535,000	
8368	百五銀行	700	958.00	670,600	
8370	紀陽銀行	300	2,980.00	894,000	
8377	ほくほくフィナンシャルグループ	400	4,156.00	1,662,400	
8381	山陰合同銀行	400	1,383.00	553,200	
8386	百十四銀行	100	5,850.00	585,000	
8387	四国銀行	100	1,502.00	150,200	
8388	阿波銀行	100	3,725.00	372,500	
8392	大分銀行	100	5,200.00	520,000	
8393	宮崎銀行	100	5,100.00	510,000	
8395	佐賀銀行	100	3,315.00	331,500	
8399	琉球銀行	200	1,544.00	308,800	
8410	セブン銀行	3,400	283.50	963,900	
8411	みずほフィナンシャルグループ	9,300	5,080.00	47,244,000	
8418	山口フィナンシャルグループ	700	1,826.00	1,278,200	
8522	名古屋銀行	100	4,025.00	402,500	
8524	北洋銀行	700	748.00	523,600	

8541	愛媛銀行	100	1, 247. 00	124, 700	
8544	京葉銀行	300	1, 352. 00	405, 600	
8550	栃木銀行	300	583. 00	174, 900	
8558	東和銀行	100	918. 00	91, 800	
8600	トモニホールディングス	700	724. 00	506, 800	
8713	フィデアホールディングス	100	1, 667. 00	166, 700	
8714	池田泉州ホールディングス	900	688. 00	619, 200	
7148	F P G	200	2, 248. 00	449, 600	
7172	ジャパンインベストメントアドバイザー	100	2, 108. 00	210, 800	
8473	S B I ホールディングス	1, 100	6, 847. 00	7, 531, 700	
8595	ジャフコ グループ	200	2, 346. 00	469, 200	
8601	大和証券グループ本社	4, 900	1, 258. 50	6, 166, 650	
8604	野村ホールディングス	12, 600	1, 101. 00	13, 872, 600	
8609	岡三証券グループ	500	693. 00	346, 500	
8613	丸三証券	200	938. 00	187, 600	
8614	東洋証券	200	564. 00	112, 800	
8616	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	900	599. 00	539, 100	
8622	水戸証券	200	525. 00	105, 000	
8624	いちよし証券	200	885. 00	177, 000	
8628	松井証券	800	797. 00	637, 600	
8698	マネックスグループ	900	759. 00	683, 100	
8706	極東証券	100	1, 549. 00	154, 900	
8707	岩井コスモホールディングス	100	2, 818. 00	281, 800	
8708	アイザワ証券グループ	100	1, 288. 00	128, 800	
8739	スパークス・グループ	100	1, 481. 00	148, 100	
7181	かんぽ生命保険	1, 100	3, 998. 00	4, 397, 800	
7388	F P パートナー	100	2, 384. 00	238, 400	
8630	S O M P Oホールディングス	2, 500	4, 624. 00	11, 560, 000	
8715	アニコム ホールディングス	200	820. 00	164, 000	
8725	M S & A Dインシュアランスグループホール	6, 000	3, 239. 00	19, 434, 000	
8729	ソニーフィナンシャルグループ	28, 100	155. 90	4, 380, 790	
8750	第一生命ホールディングス	14, 100	1, 091. 00	15, 383, 100	
8766	東京海上ホールディングス	7, 600	5, 868. 00	44, 596, 800	
8795	T & Dホールディングス	2, 100	3, 249. 00	6, 822, 900	

7164	全国保証	500	3, 111. 00	1, 555, 500	
7187	ジェイリース	100	1, 577. 00	157, 700	
7198	S B I アルヒ	100	817. 00	81, 700	
7199	プレミアグループ	100	1, 990. 00	199, 000	
7383	ネットプロテクションズホールディングス	200	803. 00	160, 600	
8253	クレディセゾン	400	3, 858. 00	1, 543, 200	
8424	芙蓉総合リース	200	3, 994. 00	798, 800	
8425	みずほリース	400	1, 257. 00	502, 800	
8439	東京センチュリー	500	1, 924. 50	962, 250	
8511	日本証券金融	300	1, 804. 00	541, 200	
8515	アイフル	1, 400	498. 00	697, 200	
8566	リコーリース	100	5, 590. 00	559, 000	
8570	イオンフィナンシャルサービス	400	1, 514. 00	605, 600	
8572	アコム	1, 700	465. 40	791, 180	
8584	ジャックス	100	4, 025. 00	402, 500	
8585	オリエントコーポレーション	200	1, 024. 00	204, 800	
8591	オリックス	3, 600	3, 862. 00	13, 903, 200	
8593	三菱HCキャピタル	4, 600	1, 235. 00	5, 681, 000	
8697	日本取引所グループ	4, 600	1, 780. 00	8, 188, 000	
8771	イー・ギャランティ	200	1, 671. 00	334, 200	
1435	r o b o t h o m e	300	189. 00	56, 700	
1878	大東建託	1, 600	2, 951. 00	4, 721, 600	
2337	いちご	100	394. 00	39, 400	
2353	日本駐車場開発	600	271. 00	162, 600	
2975	スター・マイカ・ホールディングス	100	1, 154. 00	115, 400	
3003	ヒューリック	3, 100	1, 635. 00	5, 068, 500	
3231	野村不動産ホールディングス	2, 700	896. 60	2, 420, 820	
3232	三重交通グループホールディングス	200	534. 00	106, 800	
3245	ディア・ライフ	100	1, 133. 00	113, 300	
3252	地主	100	2, 927. 00	292, 700	
3276	J P M C	100	1, 273. 00	127, 300	
3284	フージャースホールディングス	100	1, 288. 00	128, 800	
3288	オープンハウスグループ	200	7, 765. 00	1, 553, 000	
3289	東急不動産ホールディングス	2, 800	1, 331. 50	3, 728, 200	
3291	飯田グループホールディングス	700	2, 408. 50	1, 685, 950	

3457	A n d D oホールディングス	100	1, 065. 00	106, 500	
3465	ケイアイスター不動産	100	5, 210. 00	521, 000	
3475	グッドコムアセット	100	1, 317. 00	131, 700	
3498	霞ヶ関キャピタル	100	8, 230. 00	823, 000	
4666	パーク 2 4	300	1, 750. 50	525, 150	
8801	三井不動産	10, 500	1, 658. 50	17, 414, 250	
8802	三菱地所	800	3, 389. 00	2, 711, 200	
8803	平和不動産	100	2, 297. 00	229, 700	
8804	東京建物	1, 000	2, 933. 50	2, 933, 500	
8818	京阪神ビルディング	100	1, 839. 00	183, 900	
8830	住友不動産	1, 400	6, 813. 00	9, 538, 200	
8848	レオパレス 2 1	600	659. 00	395, 400	
8850	スターツコーポレーション	100	4, 780. 00	478, 000	
8860	フジ住宅	100	791. 00	79, 100	
8869	明和地所	100	1, 089. 00	108, 900	
8881	日神グループホールディングス	200	687. 00	137, 400	
8892	エスコン	300	1, 010. 00	303, 000	
8897	M I R A R T Hホールディングス	600	386. 00	231, 600	
8918	ランド	6, 100	10. 00	61, 000	
8919	カチタス	300	2, 794. 00	838, 200	
8923	トーセイ	100	3, 280. 00	328, 000	
8934	サンフロンティア不動産	200	2, 352. 00	470, 400	
8935	F J ネクストホールディングス	100	1, 429. 00	142, 900	
8999	グランディハウス	100	587. 00	58, 700	
9706	日本空港ビルデング	300	5, 054. 00	1, 516, 200	
2120	L I F U L L	600	191. 00	114, 600	
2124	ジェイエイシーリクルートメント	400	1, 039. 00	415, 600	
2127	日本M&Aセンターホールディングス	900	738. 80	664, 920	
2146	U Tグループ	100	2, 778. 00	277, 800	
2148	アイティメディア	100	1, 566. 00	156, 600	
2150	ケアネット	200	1, 124. 00	224, 800	
2154	オープンアップグループ	200	1, 767. 00	353, 400	
2157	コシダカホールディングス	200	1, 176. 00	235, 200	
2168	パソナグループ	100	1, 914. 00	191, 400	
2170	リンクアンドモチベーション	100	499. 00	49, 900	
2175	エス・エム・エス	200	1, 320. 00	264, 000	

2181	パーソルホールディングス	3,700	257.60	953,120	
2193	クックパッド	100	162.00	16,200	
2331	A L S O K	1,000	1,168.00	1,168,000	
2371	カカクコム	2,000	2,520.00	5,040,000	
2378	ルネサンス	100	1,027.00	102,700	
2379	ディップ	100	2,107.00	210,700	
2413	エムスリー	1,900	2,121.00	4,029,900	
2433	博報堂D Yホールディングス	800	1,166.50	933,200	
2440	ぐるなび	400	185.00	74,000	
2445	タカミヤ	100	420.00	42,000	
2461	ファンコミュニケーションズ	100	518.00	51,800	
2471	エスプール	100	292.00	29,200	
2489	アドウェイズ	100	293.00	29,300	
2491	バリューコマース	200	689.00	137,800	
2492	インフォマート	800	336.00	268,800	
2749	J Pホールディングス	200	616.00	123,200	
4290	プレスステージ・インターナショナル	300	635.00	190,500	
4324	電通グループ	700	3,220.00	2,254,000	
4345	シーティーエス	100	865.00	86,500	
4544	H. U. グループホールディングス	200	3,923.00	784,600	
4651	サニックスホールディングス	100	211.00	21,100	
4661	オリエンタルランド	5,500	3,095.00	17,022,500	
4665	ダスキン	100	3,917.00	391,700	
4668	明光ネットワークジャパン	100	714.00	71,400	
4680	ラウンドワン	600	1,048.50	629,100	
4681	リゾートトラスト	600	1,888.00	1,132,800	
4694	ビー・エム・エル	100	3,620.00	362,000	
4714	リソー教育グループ	600	200.00	120,000	
4732	ユー・エス・エス	1,300	1,725.00	2,242,500	
4745	東京個別指導学院	100	445.00	44,500	
4751	サイバーエージェント	1,400	1,523.00	2,132,200	
4755	楽天グループ	5,600	1,056.00	5,913,600	
4765	S B I グローバルアセットマネジメン ト	200	583.00	116,600	
4767	テー・オー・ダブリュー	100	374.00	37,400	
4848	フルキャストホールディングス	100	1,664.00	166,400	

4849	エン	100	1, 512. 00	151, 200	
6028	テクノプロ・ホールディングス	300	4, 847. 00	1, 454, 100	
6036	K e e P e r 技研	100	3, 625. 00	362, 500	
6047	G u n o s y	100	604. 00	60, 400	
6055	ジャパンマテリアル	300	1, 942. 00	582, 600	
6058	ベクトル	100	1, 126. 00	112, 600	
6062	チャーム・ケア・コーポレーション	100	1, 165. 00	116, 500	
6071	I B J	100	816. 00	81, 600	
6078	バリューHR	100	1, 759. 00	175, 900	
6080	M&Aキャピタルパートナーズ	100	3, 125. 00	312, 500	
6088	シグマクシス・ホールディングス	200	735. 00	147, 000	
6089	ウィルグループ	100	1, 084. 00	108, 400	
6098	リクルートホールディングス	7, 900	8, 107. 00	64, 045, 300	
6178	日本郵政	5, 300	1, 440. 00	7, 632, 000	
6183	ベルシステム24ホールディングス	100	1, 323. 00	132, 300	
6184	鎌倉新書	200	560. 00	112, 000	
6191	エアトリ	100	842. 00	84, 200	
6194	アトラエ	100	703. 00	70, 300	
6196	ストライク	100	3, 885. 00	388, 500	
6197	ソラスト	300	506. 00	151, 800	
6200	インソース	200	831. 00	166, 200	
6532	ベイカレント	300	6, 595. 00	1, 978, 500	
6535	アイモバイル	400	578. 00	231, 200	
6544	ジャパンエレベーターサービスホール ディン	600	1, 836. 00	1, 101, 600	
6572	オープングループ	100	315. 00	31, 500	
7038	フロンティア・マネジメント	100	680. 00	68, 000	
7071	アンビスホールディングス	300	439. 00	131, 700	
7085	カーブスホールディングス	300	750. 00	225, 000	
7088	フォーラムエンジニアリング	100	1, 290. 00	129, 000	
7354	ダイレクトマーケティングミックス	200	269. 00	53, 800	
7366	L I T A L I C O	100	1, 218. 00	121, 800	
8876	リログループ	600	1, 667. 00	1, 000, 200	
8920	東祥	100	761. 00	76, 100	
9247	T R Eホールディングス	100	1, 569. 00	156, 900	
9336	大栄環境	100	3, 495. 00	349, 500	

9347	日本管財ホールディングス	100	2,628.00	262,800	
9552	M&A総研ホールディングス	300	1,296.00	388,800	
9603	エイチ・アイ・エス	200	1,318.00	263,600	
9616	共立メンテナンス	300	3,169.00	950,700	
9619	イチネンホールディングス	100	2,014.00	201,400	
9621	建設技術研究所	100	2,873.00	287,300	
9628	燦ホールディングス	100	1,498.00	149,800	
9672	東京都競馬	100	5,480.00	548,000	
9678	カナモト	100	3,595.00	359,500	
9699	ニシオホールディングス	100	4,400.00	440,000	
9715	トランス・コスモス	100	3,630.00	363,000	
9716	乃村工藝社	200	1,082.00	216,400	
9726	KNT-CTホールディングス	100	1,509.00	150,900	
9729	トーカイ	100	2,119.00	211,900	
9735	セコム	1,200	5,330.00	6,396,000	
9743	丹青社	100	1,343.00	134,300	
9744	メイテックグ룹ホールディングス	200	3,246.00	649,200	
9755	応用地質	100	2,893.00	289,300	
9757	船井総研ホールディングス	200	2,501.00	500,200	
9788	ナック	100	529.00	52,900	
9793	ダイセキ	100	3,280.00	328,000	
合 計		1,483,300		3,517,448,240	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信】

【純資産額計算書】

2025年11月28日現在

(単位：円)

I 資産総額	3, 682, 458, 379
II 負債総額	34, 343, 637
III 純資産総額 (I - II)	3, 648, 114, 742
IV 発行済口数	81, 086口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	44, 991

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、

解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2025年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)

リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、
 (a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、
 (b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025 年 11 月 28 日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	804	52,364,336
追加型公社債投資信託	16	1,651,043
単位型株式投資信託	73	334,606
単位型公社債投資信託	38	98,321
合 計	931	54,448,307

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第 282 条及び第 306 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 40 期事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 41 期事業年度に係る中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 6 日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鶴 見 将 史

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

田 嶋 大 士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 12 月 5 日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴	見	将	史
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	嶋	大	士
--------------------	-------	---	---	---	---

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 41 期事業年度の中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)		第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	58,206		37,354
有価証券		15		700
前払費用		679		770
未収入金		138		25
未収委託者報酬		21,064		24,418
未収収益	※2	1,485	※2	1,005
金銭の信託		10,500		1,650
その他		371		398
流動資産合計		92,461		66,325
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	2,936	※1	2,762
器具備品	※1	1,531	※1	1,045
土地		628		628
建設仮勘定		45		747
有形固定資産合計		5,141		5,184
無形固定資産				
電話加入権		15		-
ソフトウェア		5,008		4,452
ソフトウェア仮勘定		1,587		1,003
無形固定資産合計		6,612		5,456
投資その他の資産				
投資有価証券		13,788		10,302
関係会社株式		159		159
投資不動産	※1	1,788	※1	1,712
長期差入保証金		689		690
前払年金費用		47		-
繰延税金資産		1,088		1,640
その他		45		45
貸倒引当金		△23		△23
投資その他の資産合計		17,583		14,526
固定資産合計		29,337		25,166
資産合計		121,799		91,491

(単位：百万円)

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	807	474
未払金		
未払収益分配金	105	114
未払償還金	43	151
未払手数料	※2 7,523	8,878
その他未払金	※2 885	※2 819
未払費用	※2 8,611	※2 10,352
未払消費税等	623	1,211
未払法人税等	2,235	3,187
賞与引当金	1,182	1,308
役員賞与引当金	175	259
その他	12	1
流動負債合計	22,204	26,761
固定負債		
退職給付引当金	1,608	1,654
役員退職慰労引当金	30	25
時効後支払損引当金	250	244
資産除去債務	1,428	1,444
その他	29	29
固定負債合計	3,346	3,398
負債合計	25,551	30,159
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
資本準備金	3,572	3,572
その他資本剰余金	41,160	41,160
資本剰余金合計	44,732	44,732
利益剰余金		
利益準備金	342	342
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998	-
繰越利益剰余金	40,236	12,846
利益剰余金合計	47,577	13,189
株主資本合計	94,310	59,921

(単位：百万円)

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,937	1,410
評価・換算差額等合計	1,937	1,410
純資産合計	96,247	61,332
負債純資産合計	121,799	91,491

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	98,635	114,618
投資顧問料	3,117	3,645
その他営業収益	148	2
営業収益合計	101,901	118,266
営業費用		
支払手数料	※4 34,494	39,884
広告宣伝費	593	692
公告費	1	0
調査費		
調査費	3,537	4,604
委託調査費	27,296	32,816
事務委託費	1,861	2,486
営業雑経費		
通信費	137	156
印刷費	390	389
協会費	68	88
諸会費	20	23
事務機器関連費	2,531	2,925
その他営業雑経費	139	-
営業費用合計	71,070	84,071
一般管理費		
給料		
役員報酬	400	469
給料・手当	7,202	7,985
賞与引当金繰入	1,182	1,308
役員賞与引当金繰入	175	259
福利厚生費	1,424	1,538
交際費	10	12
旅費交通費	108	132
租税公課	397	478
不動産賃借料	728	644
退職給付費用	381	377
固定資産減価償却費	2,469	2,383
諸経費	490	1,174
一般管理費合計	14,971	16,765
営業利益	15,859	17,429

(単位：百万円)

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	54	107
受取利息 ※4	12	12
投資有価証券償還益	204	29
収益分配金等時効完成分	17	4
受取賃貸料 ※4	162	214
その他	44	22
営業外収益合計	496	390
営業外費用		
投資有価証券償還損	234	7
時効後支払損引当金繰入	-	15
事務過誤費	10	7
賃貸関連費用	108	188
その他	25	9
営業外費用合計	380	227
経常利益	15,975	17,592
特別利益		
投資有価証券売却益	464	739
固定資産売却益 ※1	16	-
資産除去債務履行差額	87	-
特別利益合計	568	739
特別損失		
投資有価証券売却損	57	138
投資有価証券評価損	31	-
固定資産除却損 ※3	20	※3 18
固定資産売却損 ※2	65	※2 6
減損損失	-	※5 1,306
企業結合関連費用 ※6	1,187	-
事業譲渡関連損失	-	※7 491
特別損失合計	1,361	1,961
税引前当期純利益	15,182	16,371
法人税、住民税及び事業税 ※4	4,542	※4 5,356
法人税等調整額	102	△344
法人税等合計	4,644	5,011
当期純利益	10,537	11,359

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途 積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	342	6, 998	33, 267	40, 608	87, 341
当期変動額					
企業結合による増加			1, 602	1, 602	1, 602
剰余金の配当			△5, 171	△5, 171	△5, 171
当期純利益			10, 537	10, 537	10, 537
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6, 969	6, 969	6, 969
当期末残高	342	6, 998	40, 236	47, 577	94, 310

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672	672	88,013
当期変動額			
企業結合による増加			1,602
剰余金の配当			△5,171
当期純利益			10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265	1,265	1,265
当期変動額合計	1,265	1,265	8,234
当期末残高	1,937	1,937	96,247

第40期（自2024年4月1日至2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途 積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	342	6, 998	40, 236	47, 577	94, 310
当期変動額					
剰余金の配当			△45, 747	△45, 747	△45, 747
当期純利益			11, 359	11, 359	11, 359
別途積立金の取崩		△6, 998	6, 998	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△6, 998	△27, 390	△34, 388	△34, 388
当期末残高	342	—	12, 846	13, 189	59, 921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			△45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△527	△527	△527
当期変動額合計	△527	△527	△34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
建物	498 百万円	682 百万円
器具備品	1,643 百万円	2,168 百万円
投資不動産	211 百万円	288 百万円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
預金	39,776 百万円	—
未収収益	12 百万円	16 百万円
未払手数料	886 百万円	—
その他未払金	105 百万円	43 百万円
未払費用	599 百万円	29 百万円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産売却益の内訳

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
器具備品	16 百万円	—
計	16 百万円	—

※2. 固定資産売却損の内訳

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
器具備品	65 百万円	6 百万円
計	65 百万円	6 百万円

※3. 固定資産除却損の内訳

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
建物	15 百万円	—
器具備品	3 百万円	2 百万円
ソフトウェア	0 百万円	—
電話加入権	—	15 百万円
計	20 百万円	18 百万円

※4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
支払手数料	5,006 百万円	—
受取利息	12 百万円	—
受取賃貸料	152 百万円	—
法人税、住民税及び事業税	132 百万円	42 百万円

※5. 減損損失

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306 百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

※6. 企業結合関連費用

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

※7. 事業譲渡関連損失

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

2023 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 配当金の総額 | 5,171 百万円 |
| ② 1 株当たり配当額 | 24,440 円 |
| ③ 基準日 | 2023 年 3 月 31 日 |
| ④ 効力発生日 | 2023 年 6 月 29 日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 配当金の総額 | 45,747 百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1 株当たり配当額 | 216,218 円 |
| ④ 基準日 | 2024 年 3 月 31 日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2024 年 6 月 27 日 |

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 45,747 百万円
- ② 1株当たり配当額 216,218 円
- ③ 基準日 2024年3月31日
- ④ 効力発生日 2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,770 百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 31,998 円
- ④ 基準日 2025年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2025年6月27日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
1年内	681 百万円	681 百万円
1年超	851 百万円	170 百万円
合計	1,532 百万円	851 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（(注2) 参照）。

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	15	15	—
(2) 金銭の信託	10,500	10,500	—
(3) 投資有価証券	13,788	13,788	—
資産計	24,303	24,303	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206	—	—	—
金銭の信託	10,500	—	—	—
未収委託者報酬	21,064	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15	5,351	347	11
合計	89,786	5,351	347	11

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	△1
(2) 有価証券	700	700	—
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	—
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	—
資産計	49,805	49,803	△1

(注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額 202 百万円）は上記に含めておりません。

(注3) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額 1,000 百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額 36,354 百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

(注 4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	37,354	—	—	—
金銭の信託	1,650	—	—	—
未収委託者報酬	24,418	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

- レベル 1 の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル 2 の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル 3 の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	15	—	15
金銭の信託	—	10,500	—	10,500
投資有価証券	2,014	11,773	—	13,788
資産計	2,014	22,288	—	24,303

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	700	—	700
金銭の信託	—	1,650	—	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	—	10,099
資産計	2,601	9,849	—	12,450

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
現金及び預金	—	998	—	998
資産計	—	998	—	998

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額 36,354 百万円）は、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）及び第 40 期（2025 年 3 月 31 日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,364	14,269	3,094
	小計	17,364	14,269	3,094
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,939	7,241	△301
	小計	6,939	7,241	△301
合計		24,303	21,511	2,792

(注) 「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は 10,500 百万円、取得原価は 10,500 百万円）を含めております。

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,795	3,086	△290
	小計	2,795	3,086	△290
合計		12,652	10,594	2,058

(注) 「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は 1,650 百万円、取得原価は 1,650 百万円）及び投資事業有限責任組合等への出資（貸借対照表計上額は 202 百万円、取得原価は 202 百万円）を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,750	464	57
合計	3,750	464	57

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 31 百万円（その他有価証券のその他 31 百万円）減損処理を行っております。

当事業年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,582 百万円	3,652 百万円
勤務費用	182	180
利息費用	39	47
数理計算上の差異の 発生額	△79	△207
退職給付の支払額	△300	△236
過去勤務費用の発生額	—	—
企業結合による影響額	226	—
退職給付債務の期末残高	3,652	3,437

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,425 百万円	2,492 百万円
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の 発生額	227	△62
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△204	△116
退職給付制度終了に伴う 調整額	—	△8
年金資産の期末残高	2,492	2,350

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,250 百万円	2,018 百万円
年金資産	△2,492	△2,350
	△242	△332
非積立型制度の退職給付債務	1,401	1,418
未積立退職給付債務	1,159	1,086
未認識数理計算上の差異	558	660
未認識過去勤務費用	△157	△92
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654
退職給付引当金	1,608	1,654
前払年金費用	△47	—
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
勤務費用	182 百万円	180 百万円
利息費用	39	47
期待運用収益	△43	△44
数理計算上の差異の 費用処理額	△29	△43
過去勤務費用の費用処理額	65	65
退職給付制度の統合に係る 調整額	34	—
その他	2	△0
確定給付制度に係る 退職給付費用	251	204

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
債券	62.0 %	64.7 %
株式	35.9	33.2
その他	2.1	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
割引率	1.39～1.41%	2.07～2.11%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 164 百万円、当事業年度 172 百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	389百万円	392百万円
投資有価証券評価損	30	28
未払事業税	126	173
賞与引当金	362	400
役員賞与引当金	33	48
役員退職慰労引当金	9	8
退職給付引当金	492	521
減価償却超過額	199	291
資産除去債務	16	52
時効後支払損引当金	76	77
その他	227	296
繰延税金資産 小計	1,963	2,290
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	1,963	2,290
繰延税金負債		
前払年金費用	△14	—
その他有価証券評価差額金	△855	△648
その他	△5	△1
繰延税金負債 合計	△875	△649
繰延税金資産の純額	1,088	1,640

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）及び第 40 期（2025 年 3 月 31 日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため
注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び
開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処
理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 13 号）が 2025 年 3 月 31 日に公布され、2026 年 4
月 1 日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事
業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2025 年 4 月 1 日に開始する事業
年度に解消が見込まれる一時差異については 30.62%、2026 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見
込まれる一時差異については 30.62%から 31.52%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産
の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が 23 百万円増加、その他有価証券評価差額金が 17 百万円、
法人税等調整額が 41 百万円減少しております。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要
建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
期首残高	—	1,428 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	1,420 百万円	—
時の経過による調整額	7 百万円	15 百万円
期末残高	1,428 百万円	1,444 百万円

（収益認識関係）
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に
基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) の 6. 収益および費用の計上基準」に記載の
とおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度
末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する
情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）及び第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）及び第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）
1. 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載

を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 5)	科目	期末残高 (注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注 1)	132 百万円	その他未払 金	105 百万円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,006 百万円	未払手数料	886 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注 3)	463 百万円	未払費用	260 百万円

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 5)	科目	期末残高 (注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制 度 経営管理 役員の兼任	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注 1) 経営管理手 数料 (注 4)	42 百万円 508 百万円	その他未払 金	43 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 4)	科目	期末残高 (注 4)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注 1)	4,354 百万円	未払手数料	1,028 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注 1)	7,493 百万円	未払手数料	1,449 百万円

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 4)	科目	期末残高 (注 4)
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
							投資の助言 役員の兼任	451 百万円	未払費用	237 百万円
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
							取引銀行 コーラブル預金の預入 (注 3)	1,000 百万円	現金及び預金	1,000 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は 1 年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1 株当たり情報）

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	454,898.22 円	289,876.37 円
1 株当たり当期純利益金額	49,804.10 円	53,688.15 円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
当期純利益金額 (百万円)	10,537	11,359
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (百万円)	10,537	11,359
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 41 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日現在)		
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		30,808
有価証券		2,023
前払費用		922
未収入金		6
未収委託者報酬		26,674
未収収益		1,388
金銭の信託		3,151
その他		368
流動資産合計		65,343
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	2,673
器具備品	※1	741
土地		628
建設仮勘定		1,001
有形固定資産合計		5,045
無形固定資産		
ソフトウェア		4,285
ソフトウェア仮勘定		1,312
無形固定資産合計		5,597
投資その他の資産		
投資有価証券		12,447
関係会社株式		159
投資不動産	※1	1,676
長期差入保証金		689
繰延税金資産		1,421
その他		45
貸倒引当金		△23
投資その他の資産合計		16,417
固定資産合計		27,060
資産合計		92,404

(単位：百万円)

第 41 期中間会計期間
(2025 年 9 月 30 日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金	1,064
未払金	
未払収益分配金	130
未払償還金	151
未払手数料	9,701
その他未払金	786
未払費用	9,436
未払消費税等	※2 818
未払法人税等	3,125
賞与引当金	1,320
役員賞与引当金	137
その他	61
流動負債合計	26,733

固定負債

退職給付引当金	1,696
役員退職慰労引当金	11
時効後支払損引当金	242
資産除去債務	1,452
その他	29
固定負債合計	3,432

負債合計

30,165

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000
資本剰余金	
資本準備金	3,572
その他資本剰余金	41,160
資本剰余金合計	44,732

利益剰余金

利益準備金	342
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	13,222
利益剰余金合計	13,565
株主資本合計	60,298

(単位：百万円)

第 41 期中間会計期間
(2025 年 9 月 30 日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,940
評価・換算差額等合計	1,940
純資産合計	62,239
負債純資産合計	92,404

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
営業収益	
委託者報酬	60,270
投資顧問料	1,921
営業収益合計	62,192
営業費用	
支払手数料	21,483
広告宣伝費	266
公告費	0
調査費	
調査費	2,462
委託調査費	16,834
事務委託費	945
営業雑経費	
通信費	71
印刷費	203
協会費	50
諸会費	13
事務機器関連費	1,593
営業費用合計	43,923
一般管理費	
給料	
役員報酬	247
給料・手当	3,635
賞与引当金繰入	1,195
役員賞与引当金繰入	137
福利厚生費	771
交際費	6
旅費交通費	88
租税公課	353
不動産賃借料	321
退職給付費用	190
固定資産減価償却費	※ 1,256
諸経費	568
一般管理費合計	8,773
営業利益	9,494

(単位：百万円)

第 41 期中間会計期間
(自 2025 年 4 月 1 日
至 2025 年 9 月 30 日)

営業外収益		
受取配当金		67
有価証券利息		2
受取利息		37
投資有価証券償還益		4
収益分配金等時効完成分		56
受取賃貸料		103
その他		5
営業外収益合計		278
営業外費用		
投資有価証券償還損		0
事務過誤費		18
賃貸関連費用	※	92
投資事業組合運用損		12
その他		1
営業外費用合計		124
経常利益		9,648
特別利益		
投資有価証券売却益		299
特別利益合計		299
特別損失		
投資有価証券売却損		14
固定資産除却損		0
特別損失合計		14
税引前中間純利益		9,933
法人税、住民税及び事業税		2,813
法人税等調整額		△26
法人税等合計		2,787
中間純利益		7,146

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 41 期中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金			株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	342	12,846	13,189	59,921
当中間期変動額				
剰余金の配当		△6,770	△6,770	△6,770
中間純利益		7,146	7,146	7,146
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	376	376	376
当中間期末残高	342	13,222	13,565	60,298

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,410	1,410	61,332
当中間期変動額			
剰余金の配当			△6,770
中間純利益			7,146
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	530	530	530
当中間期変動額合計	530	530	906
当中間期末残高	1,940	1,940	62,239

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 3年～20年

投資不動産 3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

第 41 期中間会計期間
(2025 年 9 月 30 日現在)

建物	773 百万円
器具備品	2,486 百万円
投資不動産	323 百万円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 減価償却実施額

第 41 期中間会計期間
(自 2025 年 4 月 1 日
至 2025 年 9 月 30 日)

有形固定資産	414 百万円
無形固定資産	857 百万円
投資不動産	35 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

2025 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,770 百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 31,998 円
- ④ 基準日 2025 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 2025 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 41 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年以内	512 百万円
1 年超	5 百万円
合 計	517 百万円

(金融商品関係)

第 41 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下、「時価算定適用指針」という。)第 24-16 項を適用した投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません((注 3) 参照)。

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	2,023	2,023	—
(2) 金銭の信託	3,151	3,151	—
(3) 投資有価証券	12,264	12,264	—
資産計	17,439	17,439	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 投資有価証券には、時価算定適用指針第 24-3 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注 3) 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第 24-16 項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 159 百万円)は、市場価格がないため、記載していません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第 24-16 項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資(中間貸借対照表計上額 183 百万円)は上記に含めておりません。

(注 4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

なお、時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません((1) * 参照)。

レベル 1 の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	1,999	24	—	2,023
金銭の信託	—	3,151	—	3,151
投資有価証券(*)	3,825	8,138	—	11,964
資産計	5,825	11,314	—	17,139

(*) 時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託(中間貸借対照表計上額 300 百万円)は、上記には含めておりません。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）及び国債は相場価格を用いて評価しております。ETF 及び国債は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付していません。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(注 2) 時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託に関する情報
期首残高から中間期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当中間会計期間の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	中間期末残高	当中間会計期間の損益に計上した額のうち中間貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券（その他有価証券）	—	—	0	300	—	—	300	—

(注) 中間決算日における解約等に関する制限の主な内容は、解約不可とされるものが 300 百万円であります。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(有価証券関係)

第 41 期中間会計期間（2025 年 9 月 30 日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載していません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	13,415	10,272	3,143
	小計	13,415	10,272	3,143
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	1,999	1,999	△0
	その他	2,024	2,327	△302
	小計	4,023	4,326	△302
合計		17,439	14,598	2,840

(注) 「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額 3,151 百万円、取得原価 3,150 百万円）を含めております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減

	第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
期首残高	1,444 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	—
時の経過による調整額	7 百万円
中間期末残高	1,452 百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 41 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日現在)
1 株当たり純資産額	294, 161. 99 円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (百万円)	62, 239
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)	62, 239
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株)	211, 581

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益金額	33, 775. 75 円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (百万円)	7, 146
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (百万円)	7, 146
普通株式の期中平均株式数 (株)	211, 581

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

MAX I Sカーボン・エフィシエント日本株上場投信

約 款

三菱UF Jアセットマネジメント株式会社

MAX I Sカーボン・エフィシエント日本株上場投信

運用の基本方針

約款第21条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数に採用されている金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① S & P / J P X カーボン・エフィシエント指数（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式のみに投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。
- ② 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ③ 上記の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。
- ④ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合に制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 有価証券先物取引等を行うことができます。
- ④ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
- ② 売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。
- ③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『MAX I Sカーボン・エフィシエント日本株上場投信』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第20条第1項および第2項ならびに第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、信託契約締結日の前営業日におけるS&P/JPXカーボン・エフィシエント指数（以下「対象指数」といいます。）の終値（小数点以下は切り上げます。）を1,000万倍した金額相当額を上限として、委託者の指定する有価証券（以下「信託適格有価証券」といいます。）および金銭を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 前項に規定する信託適格有価証券とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に定めるもののうち、第21条に規定する別に定める運用の基本方針に基づき投資の対象とする有価証券をいいます。

(追加信託の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円相当額を限度として、信託適格有価証券および金銭を追加信託することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第47条第1項および第2項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところより、第13条に定める取得申込みを受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みによって生じる信託適格有価証券（第13条第1項から第3項に規定する金銭を含みます。以下第12条第2項および第13条において同じ。）の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の当初の受益者は清算機関とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については10万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託に相当する金額は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額（第13条第2項および第3項に該当する場合の取得申込みにおいては同項に定める経費に相当する金額を加えた額）とします。

② 削除

③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条に規定する信託適格有価証券および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行われた旨を通知するものとします。

② 受託者は、追加信託に係る信託適格有価証券について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 取得申込者は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）に対して、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、対象指数を構成する各銘柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の有価証券をもって取得申込みを行うものとします。なお、当該有価証券の評価額（追加信託を行う日の前営業日において公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいいます。）が、取得する受益権の評価額（第4項の取得に係る一定口数に第7項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。

- ② 取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、前項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。
- ③ 第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ⑤ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による受益権の取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。
 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
 2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
 3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
 4. 第34条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計

算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)

5. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間

6. 前各号のほか、委託者が、第21条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたと

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、第21条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、第4項による受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

⑦ 第4項の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき信託契約締結日の前営業日における対象指数の終値に相当する値を円表示した価額を100倍した金額(円単位未満は切り上げるものとします。)とします。

⑧ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込みを受け付けたときには、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。

⑨ 取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑩ 前項の通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。

⑪ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みに係る信託適格有価証券の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより取得申込みを受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と当該第一種金融商品取引業者(委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行われます。

(金融商品取引所への上場)

第14条 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸

規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受益者名簿の作成と名義登録)

第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

② 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第1項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

④ 前項に規定する名義登録は、第34条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。

(投資の対象とする資産の種類等)

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、

約款第23条に定めるものに限りします。)

3. 金銭債権

- ② デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第19条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、次に掲げるものとします。

- 1. 株式(外国または外国の者の発行する株式を含みます。)
- 2. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)
- 3. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 4. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。)
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン

(利害関係人等との取引等)

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条、第27条、第30条および第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条、第27条、第30条および第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第22条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- ② 前項に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定

める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から11月10日まで、および11月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2020年

5月10日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 前2項に定める諸費用のほか、以下の費用（当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することができるものとします。
 1. 受益権の上場に係る費用
 2. 対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料

(信託報酬等)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の12.5以内の率を乗じて得た額
 2. 第24条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の100分の50以内の額
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第38条 信託財産から生じる配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、第36条各項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越し

ます。

- ② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金

2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

（収益分配金および償還金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第39条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、支払開始日から10年経過した後に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ③ 受託者は、前各項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金および償還金の支払い）

第40条 受託者は、計算期間終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。

- ② 前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第17条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

- ③ 償還は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。

- ⑤ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として、受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。

- ⑥ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第41条 受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（追加信託金および受益権と有価証券の交換の計理処理）

第42条 追加信託の金額（追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。）は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。

- ② 第44条に定める受益権と有価証券との交換にあつては、交換に係る受益権口数に交換請求の受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換（解約）差金として処理します。

（交換請求）

第43条 受益者は、2020年4月1日以降において、自己に帰属する受益権につき、交換請求に係る一定口数（以下「交換請求口数」といいます。）の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第44条の規定にしたがって前項の請求に係る受益権と信託財産に属する有価証券等（同条第4項の指図に基づいて交付される金銭を含みます。）との交換の指図を行います。
- ③ 受益者が第1項の交換の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行うものとします。なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。当該抹消に係る手続きおよび第44条第5項に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第44条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 受益者は、第44条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第44条第6項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したものとして取り扱います。
- ⑥ 交換に係る受益権の評価額は交換請求の受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券の数は、交換請求の受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。以下同じ。）の整数倍とします。
- ⑦ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、交換の請求を受け付けたときには、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を当該交換請求を行った受益者から徴することができるものとします。
- ⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項に規定する交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行うことができます。
1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
 2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
 3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日までの間
 4. 第34条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）

5. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間

6. 前各号のほか、委託者が、第21条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき

- ⑨ 第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。
- ⑩ 前項の通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。
- ⑪ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、第21条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、第1項による交換請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた交換請求の受付を取り消すことができます。
- ⑫ 前項により交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該交換請求を受け付けたものとして前各項の規定を準用します。

（交換の指図等）

第44条 委託者は、受益者が交換請求口数の振替受益権をもって前条第1項の請求を行い、その請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数の振替受益権から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切り上げます。）を計算します。

- ② 委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、交換の請求を行った受益者が、対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、前項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第6項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。
- ④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にかかわらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。
- ⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証

券に係る振替の請求および金銭の交付を行うものとします。ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第4項に掲げる交換の請求を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。

- ⑥ 委託者は、交換請求の受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

(受益権の買取り)

第45条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
- ② 受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。
- ③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前2項の規定により受益権の買取りを行うときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして、第1項から第3項の規定を準用します。

(信託契約の一部解約)

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権（第53条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、信託財産の一部を受益権と交換することにより2023年2月6日以降に受益権の口数が5万口を下回ることとなったとき、または、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 2. 対象指数が廃止された場合
 3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第52条第2項に規定する書面決議により否決された場合

なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更ま

たは併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（公告）

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第55条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

信託契約締結日 2020年2月5日

(附表)

1. 約款第7条に規定する「別に定める金融商品取引清算機関」とは、次のものをいいます。
株式会社日本証券クリアリング機構

